第２次扶桑町地域福祉活動計画（案）

社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

目　　次

Ⅰ　計画の策定について……1
　1　計画策定の背景……1
　2　計画策定の趣旨……2
　3　計画の位置づけ等……3
　4　ニーズ等の把握……4
Ⅱ　扶桑町の現状……5
　1　人口の状況……5
　2　世帯の状況……9
　3　障がいのある人の状況……11
　4　要支援・要介護認定者の状況……13
　5　生活保護世帯の状況……14
Ⅲ　扶桑町社会福祉協議会の活動の現状……15
　1　地域福祉活動……15
　2　在宅福祉事業……23
Ⅳ　第1次扶桑町地域福祉活動計画等の評価……28
Ⅴ　関係団体ヒアリング調査のまとめ……31
　1　調査の概要……31
　2　調査結果のまとめ……31
Ⅵ　住民懇談会のまとめ……45
　1　住民懇談会の概要……45
　2　住民懇談会結果のまとめ……45
Ⅶ　課題のまとめ……53
Ⅷ　計画の基本的な考え方……54
　1　基本理念……54
　2　基本目標……55
　3　施策の体系……57
Ⅸ　施策の展開……58
　1　地域を支える担い手とネットワークづくり……58
　2　地域を見守る支え合いの仕組みづくり……63
　3　誰もが安心して暮らせるサービスの仕組みづくり……66
Ⅹ　計画の推進……72
　1　計画の推進……72
　2　計画の進行管理……72
　3　計画の周知……72

Ⅰ　計画の策定について

1　計画策定の背景

(1)　地域福祉の推進

わが国では、社会環境が変化する中、福祉は制度や行政に頼るのではなく、地域住民の自主的な取組こそ重要であるという考え方に変わってきました。

2000（平成12）年６月には、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」（同法第４条）と、地域福祉の推進が規定されました。さらに、社会福祉協議会については「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（第109条）として明確に位置づけられました。

(2)　地域共生社会の実現～市町村地域福祉計画策定の努力義務化

2016（平成28）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども、高齢者、障害のある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現が掲げられました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、〈支え手〉〈受け手〉という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

2017（平成29）年６月には、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を内容とした社会福祉法の改正（2018（平成30）年４月１日施行）が行われました。この改正により、任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を地域福祉計画で定めることとなり、福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。

扶桑町では、2021（令和３）年度現在、市町村地域福祉計画は未策定です。

(3)　誰もが活躍できる「持続可能」な地域社会づくり

2015（平成27）年９月、国連本部で開催された首脳会合において、2030年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals)」が採択されました。これは17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットからなる国際的な開発目標で、2016（平成28）年～2030（令和12）年の15年間を実施期間としています。

ＳＤＧｓがめざすのは、経済成長、社会問題の解決、環境保全がバランス良く達成された持続可能な世界であり、その過程で、障害のある人、貧困層、女性など、脆弱な立場に置かれやすい人々を「誰一人取り残さない」ことを誓っています。これは、「人間中心」の考え方に根ざすものであり、地域共生社会の実現と合致するものです。

2　計画策定の趣旨

(1)　地域福祉計画

扶桑町においては行政計画としての地域福祉計画は未策定ですが、社会福祉法に基づく地域福祉計画には、次の５つの事項を盛り込むこととされています。

①　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤　包括的な支援体制の整備に関する事項
　イ　地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組
　ロ　さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備
　ハ　相談機関の協働、ネットワーク体制の整備

(2)　地域福祉活動計画

社会福祉法では、社会福祉協議会について「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定しています。また、本町においては、各種ボランテ

ィア活動や地域福祉活動など住民の主体的な取組を直接支援してきたのも社会福祉協議会でした。

こうした背景のもと扶桑町社会福祉協議会では、地域において分野を超えた包括的な支援体制の整備を図るとともに、住民主体の地域活動が促進される環境整備の強化・充実をめざして、今後、町が策定するであろう「扶桑町地域福祉計画」に先んじて、2014（平成26）年度に「第１次扶桑町地域福祉活動計画／扶桑町社会福祉協議会発展・強化計画」（以下「第１次計画」と言います。）を策定しました。第１次計画は、主に扶桑町社会福祉協議会の事業展開の方針を内容としており、社会福祉協議会の基盤を強化するための計画でした。

今回策定する「第２次扶桑町地域福祉活動計画」（以下「第２次計画」と言います。）においては、第１次計画の推進を通して整えてきた基盤をベースに、できるだけ多くの地域住民の参加を得ながら、住民・行政・社会福祉協議会が協働して地域課題の解決に向けて取り組む方針を明らかにしていきます。

3　計画の位置づけ等

(1)　計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画（行政と住民が協働して取り組む方向を示す行政計画）を基本として策定されることが望ましいですが、本町においては、地域福祉計画の内容を包含している第５次扶桑町総合計画との整合性を図りながら作成しました。

なお、本計画には、扶桑町社会福祉協議会発展・強化事業計画の内容を包含しています。

第５次扶桑町総合計画（行政計画）
※総合的な町政運営の基礎となるまちづくりの方向性を示す

〔**地域福祉計画（行政計画）**〕
※行政と住民が協働・協力して取り組む方向性を示す

扶桑町地域福祉活動計画（民間計画）
※住民相互の協働・協力して取り組む方向性を示す

扶桑町社会福祉協議会発展・強化事業計画（民間計画）
※地域福祉活動推進のために社会福祉協議会が取り組む事業の計画

(2)　計画の期間

この計画の期間は、2023（令和５）年度から2027（令和９）年度の５年間とします。

なお、第１次計画については、本来、2019（令和元）年度に終期を迎えるはずでしたが、地域共生社会の考え方に基づく本町の地域包括ケアシステムの構築について関係者が模索している段階であったことと、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の地域福祉のあり方が不透明であったことから３年間延伸し、2022（令和４）年度までとしました。

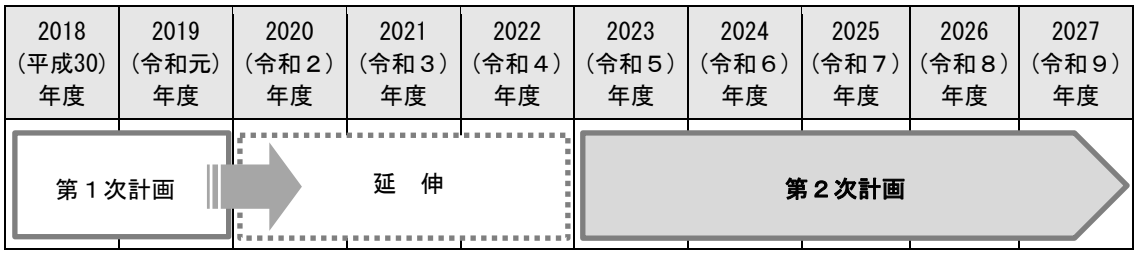

4　ニーズ等の把握

(1)　現状の把握と第１次計画の評価

扶桑町社会福祉協議会のワーキンググループが主体となって、第１次計画の進捗状況を確認しながら、本町における地域福祉の現状（人口構造、世帯、高齢者、障害のある人、子ども・子育て、地域資源等）を分析するとともに、2021(令和３)年度まで町が実施した福祉に関するアンケートの結果を再分析し、地域課題の把握と第１次計画の評価を行いました。

(2)　団体ヒアリングと住民懇談会

地域で活動している団体やボランティア等へのヒアリングを行い、福祉活動等を展開する上での問題点や各地域の“強み”を把握しました。

さらに、その結果と前年度にまとめた地域課題をもとにして、地域住民の参加を得ながら、その解決策について検討しました。

Ⅱ　扶桑町の現状

1　人口の状況

(1)　人口の推移

本町の総人口は、国勢調査によると令和２年10月１日現在34,133人です。

昭和60年から令和２年の人口の推移をみると、右肩上がりに増加しています。

年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の年齢３区分でみると、年少人口は平成７年までは減少していましたが、平成12年から若干増加し、平成17年以降は横這いです。また、生産年齢人口は平成12年をピークに減少しています。それに対し、高齢者人口は大幅に増加し続けており、昭和60年から令和２年の35年間に6,795人増加し、４倍以上となっています。同期間の総人口の増加が1.2倍なので、いかに高齢者人口が増加しているかがわかります。

図表２－１　人口の推移

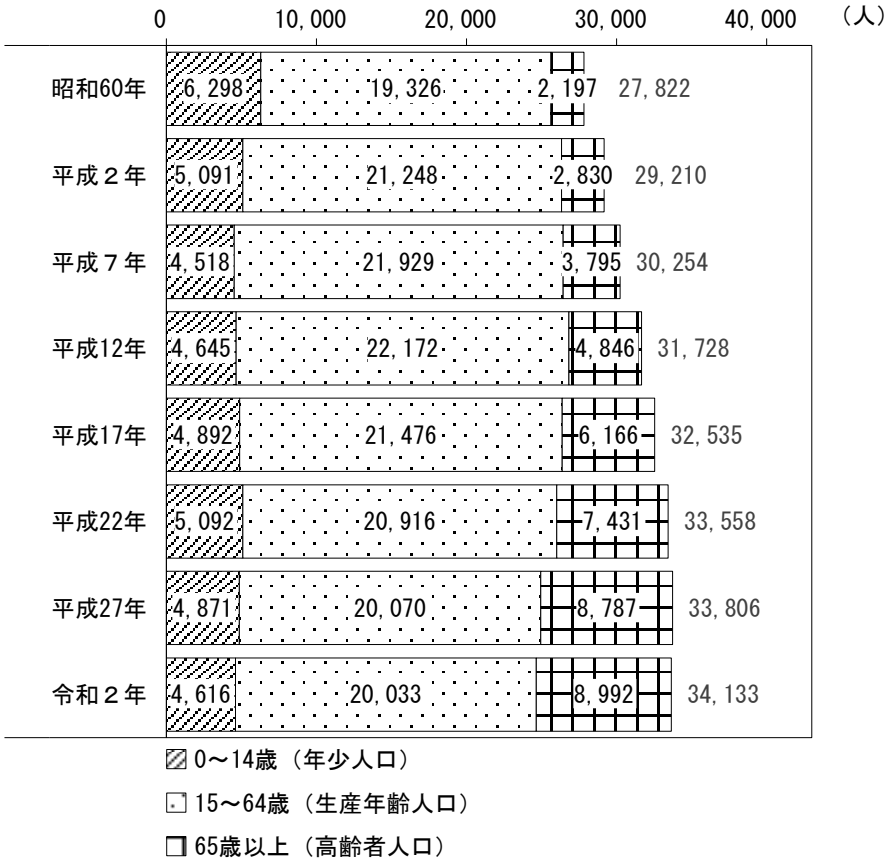

（注）総人口は年齢不詳を含む。
資料：国勢調査

(2)　人口ピラミッド

平成２年から令和２年までの男女別５歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみると、人口の増加に伴い、ピラミッド全体が大きくなっていますが、団塊世代およびその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表２－２　人口ピラミッド

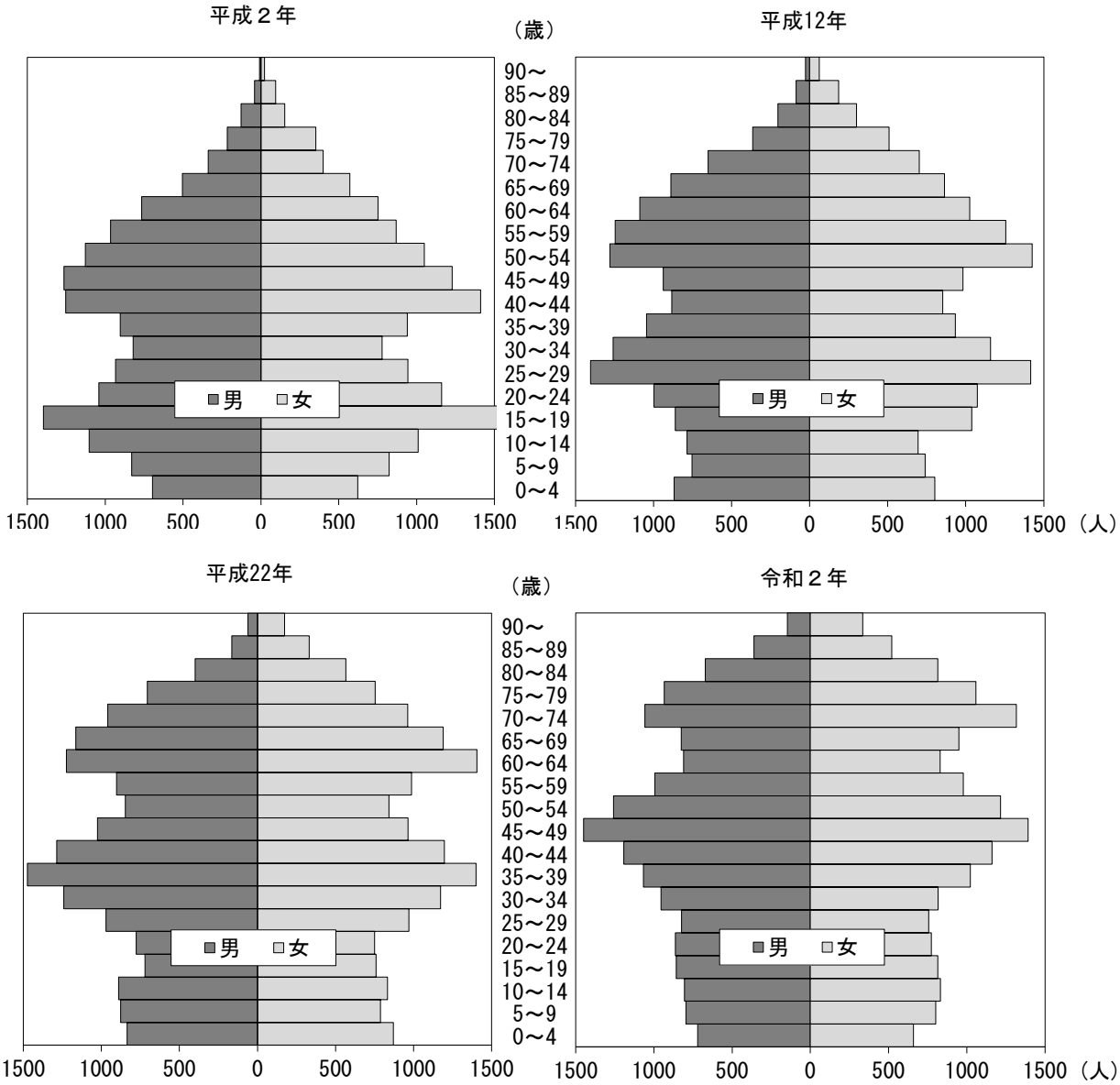

資料：国勢調査

(3)　高齢化率の推移

本町の高齢化率は、令和２年10月１日現在で26.7%です。平成27年までは指数関数的に上昇していましたが、以降は緩やかな上昇になっています。全国および愛知県と比較すると、全国を１ポイント下回っていますが、県を1.3ポイント上回っています。

本町の75歳以上の人口比率である後期高齢化率は、高齢化率とは異なり平成27年以降も同じように上昇を続けています。

図表２－３　高齢化率の推移

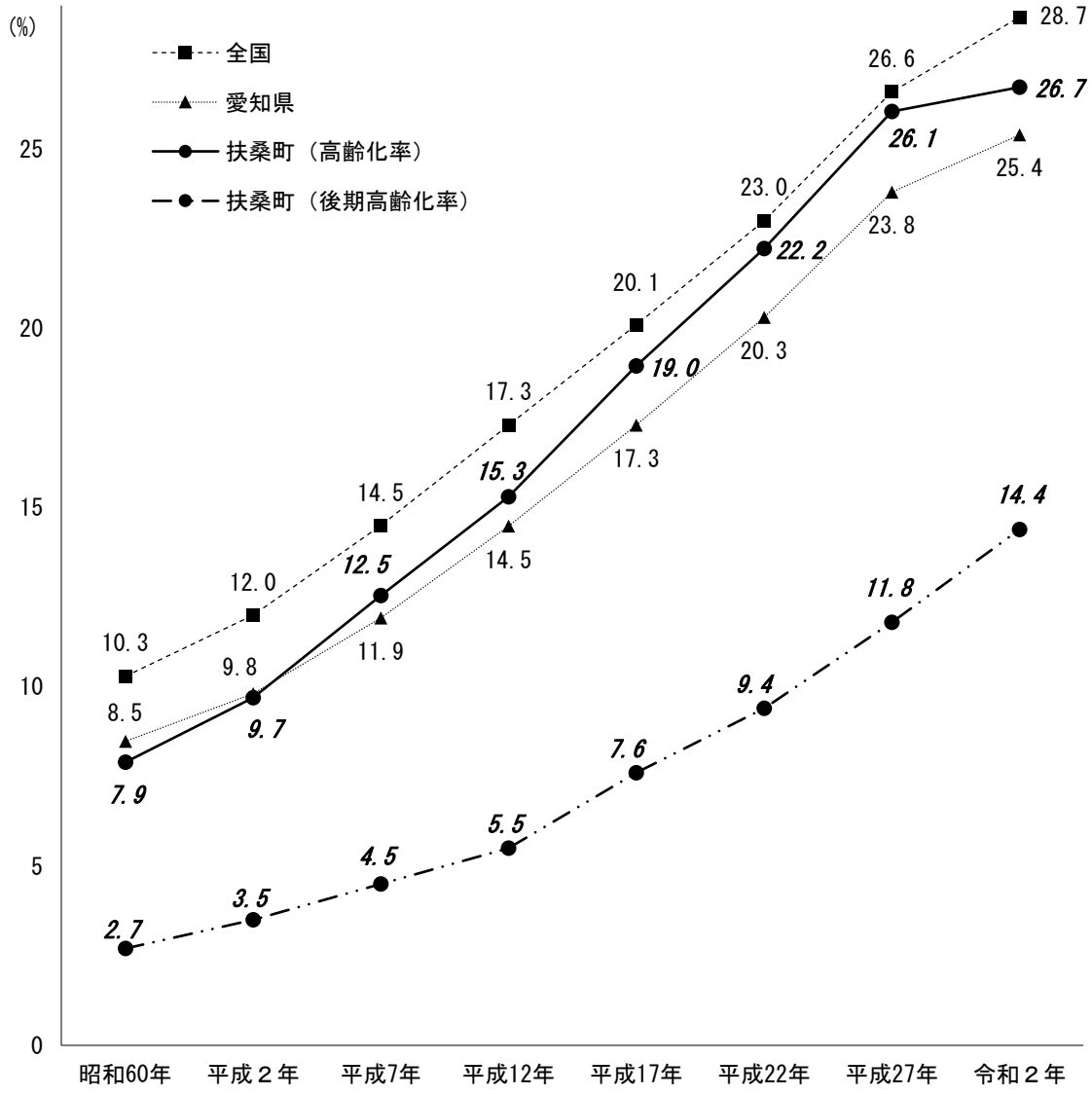

注　：高齢化率の算出に用いる総人口には年齢不詳は含まない。
資料：国勢調査

(4)　合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。本町は平成15～19年までは減少を続けていましたが、平成20～24年では1.62と上昇に転じ、平成25～29年も1.62を維持しています。

図表２－４　合計特殊出生率の推移

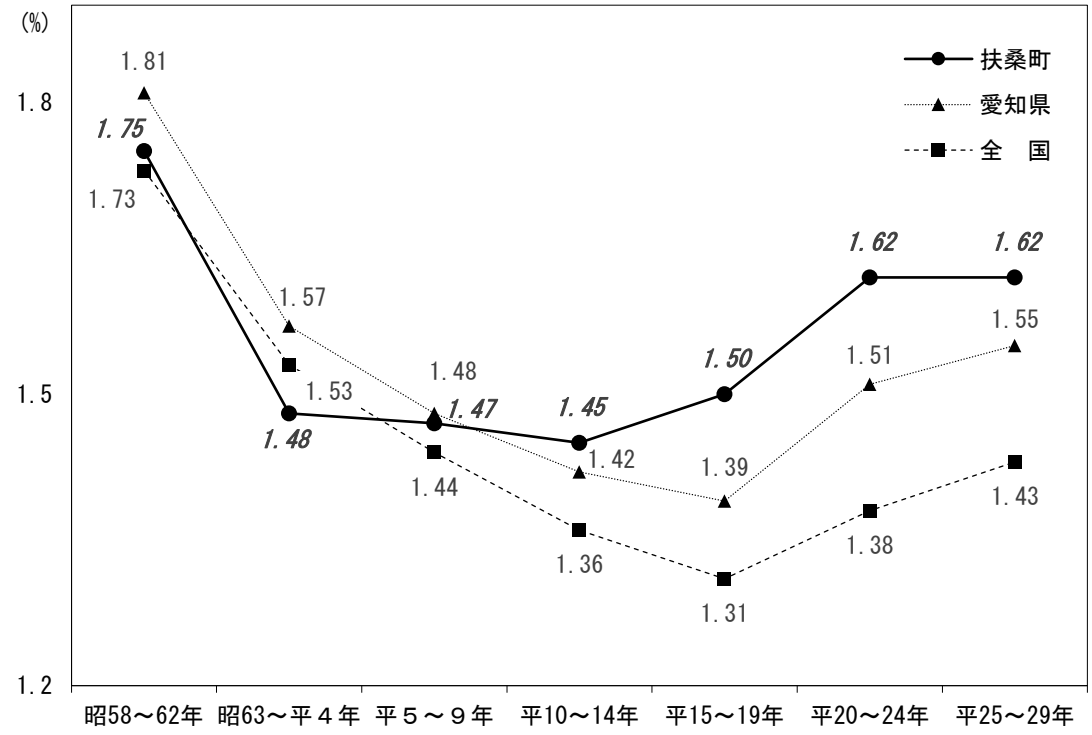

資料：人口動態保健所・市町村別統計

2　世帯の状況

(1)　世帯の推移

令和２年の世帯数（一般世帯および施設などの世帯）は13,468世帯、１世帯当たりの人数は2.53人となっています。世帯数は年々増加しているのに対し、１世帯当たりの人数は年々減少しています。

図表２－５　世帯の推移

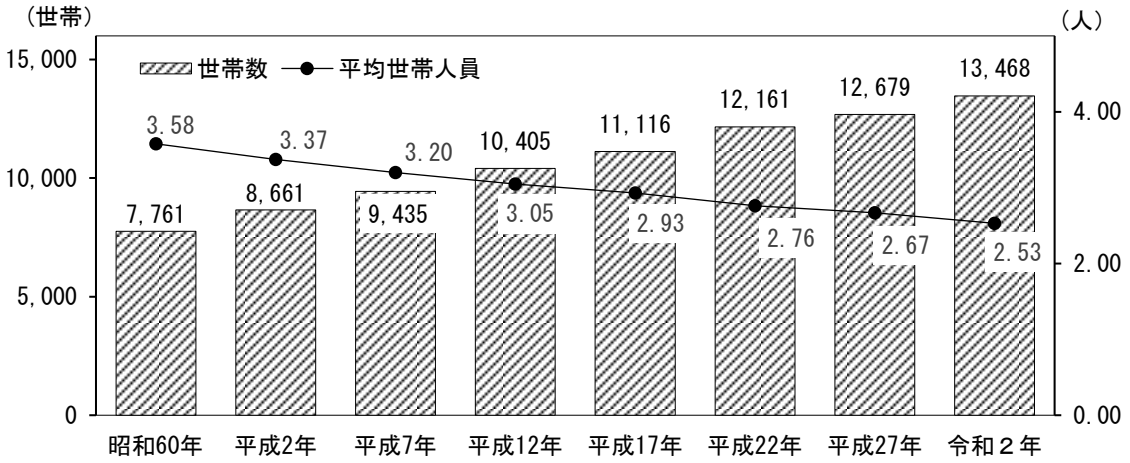

資料：国勢調査

(2)　世帯の家族類型

令和２年の世帯の家族類型をみると、核家族世帯が62.5%、その他の世帯が10.1%、単独世帯が27.4%となっています。その他の世帯は減少を続け、平成12年から7.2ポイント減少していますが、全国および県に比べ、単独世帯の割合が低い分、その他の世帯が高くなっています。

図表２－６　世帯の家族類型

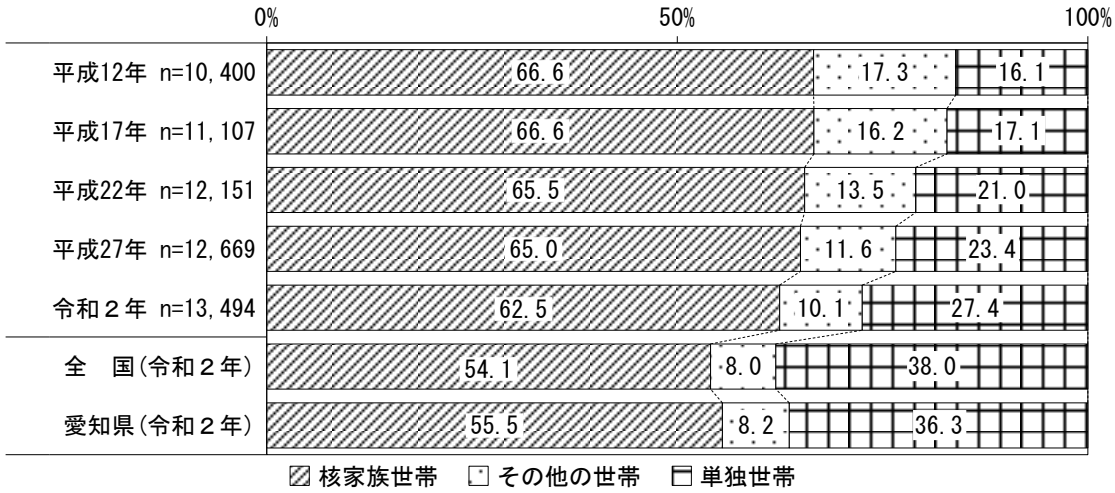

資料：国勢調査

(3)　高齢者のいる世帯の状況

本町における令和２年の高齢者のいる世帯は、5,682世帯となっており、平成12年から2,341世帯増加し約1.7倍となっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦１組のみの世帯）は882世帯増加し２倍、単身世帯は875世帯増加し3.5倍になっています（図表２－７）。

比率でみると、単身世帯が高くなっているのに対し、同居世帯は低下を続けています。全国と比較すると、同居世帯および高齢夫婦世帯が高く、単身世帯は低くなっています（図表２－８）。

図表２－７　高齢者のいる世帯の推移

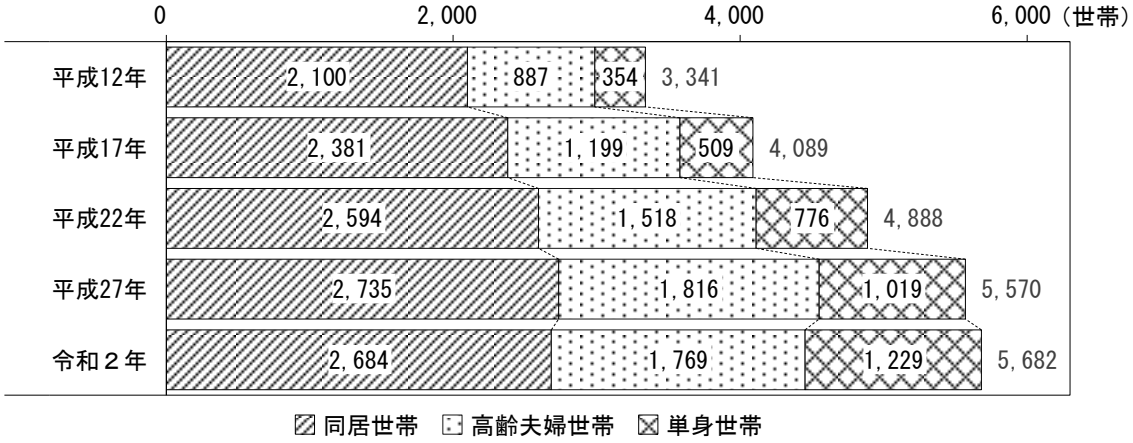

資料：国勢調査

図表２－８　高齢者のいる世帯の類型割合の推移

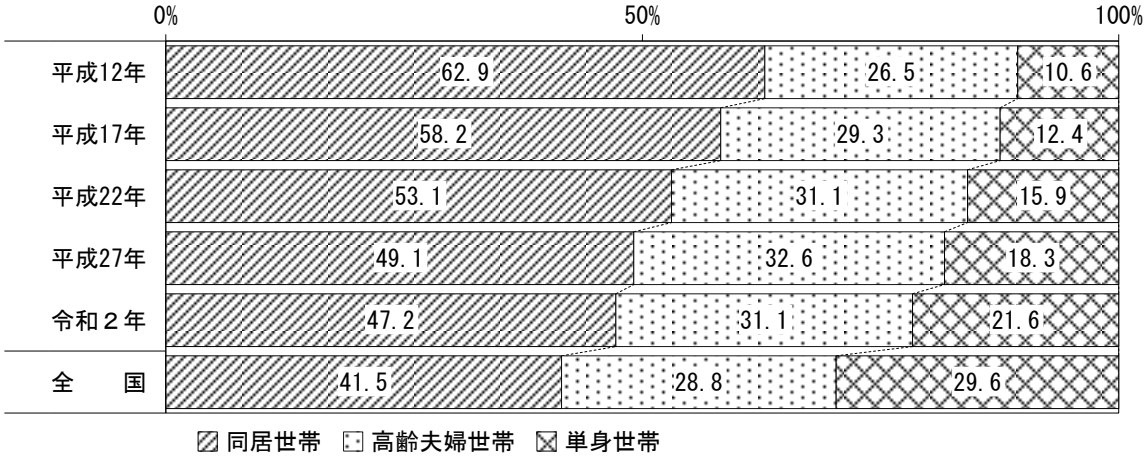

資料：国勢調査

3　障がいのある人の状況

(1)　手帳所持者の状況

令和３年３月31日現在、本町には、身体障害者手帳所持者が1,033人、療育手帳所持者が230人、精神障害者保健福祉手帳所持者が372人、合計で1,635人います。平成29年度以降の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向傾向にありますが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しています。

各障がいの等級別の手帳所持者数は、図表２－10のとおりです。

図表２－９　各手帳所持者数の推移　　単位：人

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
身体障害者手帳	1,109	1,136	1,084	1,064	1,033
療育手帳	213	230	221	224	230
精神障害者保健福祉手帳	260	281	279	333	372
合　計	1,582	1,647	1,584	1,621	1,635

資料：福祉児童課（各年度3月31日現在）

図表２－10　区分・等級別の各手帳所持者数

①　等級別身体障害者手帳所持者数　　単位：人

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計
身体	286	139	254	231	77	46	1,033

②　等級別療育手帳所持者数　　単位：人

区　分	等　級　別			18歳未満（再掲）	18歳以上（再掲）	合　計
	A	B	C			
療育	67	63	100	82	148	230

③　等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数　　単位：人

区　分	１級	２級	３級	合　計
精神	55	242	75	372

資料：福祉児童課（令和３年3月31日現在）

(2)　発達障がいのある人

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）においては、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月公表）によると、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%と報告されています。

(3)　難病患者の状況

平成25年４月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）に基づく指定難病の検討を踏まえ、順次拡大しており、令和３年11月現在、366疾病となっています。

また、2015（平成27）年１月から難病法に基づく難病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は令和３年11月現在、338疾病となっています。

さらに、小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は令和３年11月現在、788疾病となっています。

図表２－11　難病患者見舞金支給者数の推移　　単位：人

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
97	96	93	93	87

資料：福祉児童課（各年度3月31日現在）

4　要支援・要介護認定者の状況

令和４年８月末現在、要支援・要介護認定者数は1,522人です。平成29年以降の推移をみると、年々増加傾向にあります（図表２－12）。

令和４年８月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第１号被保険者の認定者は1,493人、第１号被保険者の16.3%にあたります。また、75歳以上の認定者の割合は25.1%と、75歳以上の４人に１人以上が認定者となっています（図表２－13）。

図表２－12　認定者数の推移　　単位：人

区　　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
平成29年	194	163	319	206	149	141	116	1,288
平成30年	225	146	323	236	135	148	118	1,331
令和元年	237	168	307	234	179	160	123	1,408
令和２年	242	166	325	223	173	157	139	1,425
令和３年	230	182	314	244	181	167	159	1,477
令和４年	228	181	309	283	186	184	151	1,522

資料：介護保険事業状況報告（平成29～令和２年は９月末現在、令和４年は８月末現在）

図表２－13　要介護・要支援認定者数　　単位：人

区　　分		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者（9,159人）		227	174	306	276	182	179	149	1,493
		2.5%	1.9%	3.3%	3.0%	2.0%	2.0%	1.6%	16.3%
	65～74歳（3,982人）	20	21	22	31	14	15	10	143
		0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.4%	0.4%	0.3%	3.6%
	75歳以上（5,177人）	207	153	284	245	168	164	139	1,298
		4.0%	3.0%	5.5%	4.7%	3.2%	3.2%	2.7%	25.1%
第２号被保険者		1	7	3	7	4	5	2	29
計		228	181	309	283	186	184	151	1,522

注：下段は各被保険者数に対する割合
資料：介護保険事業状況報告（令和４年８月末現在）

5　生活保護世帯の状況

令和４年３月末現在、生活保護世帯は91世帯（109人）です。平成29年度から令和元年度にかけて毎年度５世帯増加していましたが、令和２年度以降は減少傾向を示しています。

図表２－14　生活保護世帯数等の推移　　単位：世帯・人

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
世帯数	87	92	97	96	91
人　員	118	117	127	121	109

資料：福祉児童課（各年度３月31日現在）

Ⅲ　扶桑町社会福祉協議会の活動の現状

扶桑町社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）は、昭和60年に法人化されました。法人化以来、地域住民の福祉への関心を高める活動、福祉活動への参加協力を促す活動など地域の福祉的土壌づくりを進めるために、さまざまな活動を続けています。

平成12年６月、社会福祉事業法が改正され社会福祉法となりました。この中で、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。

これを踏まえ、社協は、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、地域の福祉課題について地域住民と積極的に情報交換をし、地域住民の福祉活動への参加、連携が広がるように情報提供、啓発活動に注力しています。

また、福祉サービスを必要とする地域住民が、安心して在宅生活を継続できるよう相談に応じるとともに、利用者本位の福祉サービス利用の支援を進めています。

1　地域福祉活動

(1)　広報啓発活動

社協が行っている活動や事業の紹介、地域福祉推進のための情報提供のために社協機関紙「ふそう福祉だより」を年６回定期的に発行しています。

また、ホームページにより新しい情報を発信しています。

(2)　ボランティアセンター事業

ボランティアセンターは、社会福祉の問題に主体的に取り組んでいるボランティアの「活動の拠点」であり、ボランティア活動に関する住民の気軽な相談窓口です。ボランティアに関する情報提供、ボランティアの需給調整など地域社会でボランティアが自主的に展開できるよう事業を推進しています。

①　ボランティアに関する相談・調整

ボランティアをやりたい人からの相談を受け、活動を紹介しています。また、ボランティアを必要としている人、団体、施設等からの相談や連絡調整を行っています。

さらに、ボランティアグループへの助成など活動支援を行っています。

■ボランティアセンター登録ボランティア（令和３年度末現在）

グループ登録	グループ数	29団体
	人　　数	495人
個人登録		８人

■ボランティア連絡協議会登録グループ

区　　分	団　体　名
福祉施設慰問	豊常会扶桑町民踊同好会、扶桑ハーモニカクラブ、扶桑町尺八同好会、羽根コスモス会、音楽集団ゆかいな仲間たち
防災関係	ふそう防災リーダー会、Ｄサポート丹羽、丹羽青年会議所、ふそう災害ボランティアセンターの会
地域関係	扶桑町更生保護女性会、扶桑町赤十字奉仕団、扶桑町老人クラブ連合会女性部、扶桑写友会、扶桑の福祉を考える会あんばよう、給食ボランティア　コスモスＡ、給食ボランティア　コスモスＢ、扶桑町女性の会連絡協議会、生き物探検部、花・花の会
障がい者支援	手話サークル菜の花、要約筆記ボランティアＯＨＣふそう、心身障害児・者父母の会、たんぽぽ支援ボランティアわたげ、点訳グループ一歩、ボランティア団体笑夢（えむ）、朗読グループあいうえお、ひまわり課
子育て支援	おもちゃ図書館ボランティア　ピノキオ、アイリス、マルベリー～畑, ときどき楽食♪～

令和４年１１月末現在

② ボランティア講座の開催および情報提供

ボランティア活動を始めたい人を対象とした講座や、既に活動している人を対象としたスキルアップのための講座を開催しています。

また、社協機関紙「ふそう福祉だより」の中に「ボランティアだより」を設けて、ボランティア活動に関する情報を提供しています。

さらに、ボランティアまつりなどイベントを通じてボランティア活動の「見える化」を図っています。

③ ボランティア保険加入手続代行

ボランティア活動中に起こるさまざまな事故から、ボランティアを補償するボランティア保険の加入手続きを行っています。

(3)　相談事業

①　心配ごと相談事業

住民のあらゆる困りごとや、悩みごとの相談に応じ、適切な助言・援助を行っています。

場　　所：総合福祉センター　２階　相談室

相談日時：毎月第１・３金曜日（祝日を除く）13時30分～16時

■心配ごと相談事業

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
開設回数（回）	23	23	20	20	19
相談員数（人）	11	11	11	11	11
相談件数（件）	30	30	16	16	20

②　法律相談事業

弁護士が、法律に関する専門的な相談に応じています。

場　　所：総合福祉センター　２階　相談室

相談日時：毎月第４月曜日（祝日の場合は翌火曜日）　13時30分～16時30分

■法律相談事業

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
開設回数（回）	12	12	11	10	12
相談員数（人）	3	3	2	2	3
相談件数（件）	56	56	53	53	62

(4)　福祉教育

①　福祉協力校への支援

児童・生徒の福祉への関心を深めるため福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てる事を目的とした福祉協力校の指定を行っており、令和３年度現在、町内の小中学校６校を指定しています。

【福祉実践教室】

福祉協力校への支援として、福祉実践教室、福祉作文コンクール等を実施しています。

■福祉実践教室（令和３年度の実績）

タイトル	内　　容	件　　数
見えない人、見にくい人たちを知ろう！	盲導犬、ガイドヘルプ、点字	５校：437人
きこえない人、きこえにくい人たちを知ろう！	手話、要約筆記	５校：334人
からだの不自由な人の体験をしてみよう！	車いす体験	４校：172人
お年寄りの人たちを知ろう！	高齢者疑似体験	５校：240人
認知症について知ろう！	認知症サポーター養成講座	２校：102人

② 青少年ボランティア体験事業

ボランティア体験を希望する中学生を対象に、夏休みに町内の福祉施設等の協力のもと、ボランティア体験学習を実施しています。

(5) 子育て支援等

① 子育て支援講座

親子のコミュニケーションや地域とのつながりのきっかけをつくることを目的に、子育て中の人の支援の一環として様々な講座を開催しています。

② 赤ちゃん絵本プレゼント事業

新生児の五感や想像力の発達と豊かな心のはぐくみ､親子のコミュニケーション促進を目的として０歳児に２冊の絵本をプレゼントしています。

■赤ちゃん絵本プレゼント事業

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
配付件数（件）	176	186	171	169	206

③ おもちゃ図書館整備事業

障がい児・子育て支援の一環として、おもちゃで遊ぶ場や機会を提供しています。令和元年度の途中までは週６日開所していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い閉所となりました。その後、令和３年10月21日から週１日、午前のみ開所しています。

■おもちゃ図書館整備事業

区　　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和２年度
利用者数（人）	町内	5,869	5,457	3,564	－	190
	町外	1,302	1,897	1,348	－	－

(6) 高齢者福祉事業

① 地域宅老事業

高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るとともに、地域における介護予防を推進するために地域宅老事業を実施しています。

地域住民が、自主的に地域公民館等で「地区サロン」を運営する地区宅老の運営を支援しています。令和４年10月現在、町内に19団体のサロンがあります。

■地域サロン（地域宅老）実施状況

地区名	サロン名	実施曜日	実施場所
柏森	いきいき教室	毎週木曜	柏森学習等（認知症予防体操）
小淵	おぶち健幸サロン	第３水曜	小淵公民館
南山名 前野	思い出わくわくサロン	第４日曜（８月除く）	登録有形文化財　川田家住宅
高木西	くすの樹	第２水曜	高木西公民館
北新田	くつろぎサロン	第４火曜	北新田公民館
斎藤南	ご近所サロン	第４水曜	斎藤南部緑ヶ丘公民館
斎藤	ザ・円空	毎週水曜	斎藤公民館
東川	さんあい　サロン	第３木曜	東川公民館
北定松	シルバ―サロン	第４月曜	北定松公民館
南山名 寺前	寺前いいとも隊	第３木曜	寺前公民館
山那	の―んきサロン山那	毎週水曜	山那学供２階
福塚	福寿の会	第１月曜	福塚公民館
羽根	ふれあいサロン	第２火曜	羽根公民館
柏森	墨遊会	第１金曜	柏森中央学習棟供用施設
南新田	ほのぼのサロン	第３水曜	南新田コミュニティセンター
南定松	まつぼっくり	毎週水曜	南定松公民館
宮島	宮島サロン　結	第２木曜	宮島公民館
斎藤	和楽	第１木曜	斎藤学習等供用施設
柏森	ひまわり	毎週土曜	柏森中央学習等供用施設
斎藤西	美の会	第１・３水曜	総合福祉センター
高雄	高雄友遊会	第１・３水曜	総合福祉センター

② 老人クラブ活動支援事業

高齢者が、仲間づくりを通じた生きがいや健康づくり等生活を豊かにするレクリエーション活動をはじめ、知識や経験を活かして、地域を豊かにする社会活動等を行えるよう、老人クラブ活動を支援しています。令和４年度現在、20クラブあり、1,295人の会員がいます。

■老人クラブ

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
クラブ数（クラブ）	22	21	21	20	20
会員数（人）	1,758	1,676	1,601	1,478	1,373

各年度当初

(7)　障がい児・者福祉事業

①　視覚障がい者向け「声の広報」

視覚障がいのある人や目の見えづらさを感じている人に町からの情報が行き渡るよう、ボランティアの協力による「声の広報」を実施しています。

②　移送サービス事業

障がいのある人や高齢者の通院や諸手続き等を支援するため、ボランティアの協力による移送サービスを実施しています。

■移送サービス事業

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
利用者数(人)	23	31	29	29	4
利用回数(回)	843	1,080	1,031	1,031	64

③　障がい者関係団体活動支援

障がいのある人の当事者団体である扶桑町心身障害児者父母の会、扶桑町身体障害者福祉会および扶桑町精神障害者家族会並びに聴覚障害者福祉会に対し補助金を交付するとともに、各種活動の支援を行っています。

④　日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用相談、利用料支払い等の援助と日常的な金銭管理事務手続き等を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

■日常生活自立支援事業

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
支援員派遣回数(回)	0	0	0	28	18
利用者実数(人)	0	0	0	3	4
延べ相談件数(件)	0	0	0	4	2

⑤　総合相談事業

判断能力が不十分な高齢者や障害のある人が、後見制度を申請し、認定されるまでの間、利用者との契約に基づき、日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを提供しています。

⑥　備品等貸出事業

車いす等の福祉用具をはじめ各種機材を貸し出しています。

■備品等貸出事業

区　　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
車いす	個人	82人（82台）	91人（95台）	80人（85台）	41人（46台）	82人（82台）
	団体	８団体（57台）	１団体（９台）	１団体（９台）	１団体（８台）	３団体（16台）
機材※		20団体（54点）	12団体（18点）	14団体（20点）	１団体（２点）	４団体（９点）

※綿菓子機、ポップコーン機、ボッチャセット等

(8)　貸付事業等

①　生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯で他の資金の借入れが困難な世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、その世帯が経済的な自立等の安定した生活が送れるようにすることを目的に、県社協が実施主体となり生活福祉資金の貸付を実施しています。町社協は窓口として相談・申請を受け付けています。

②　くらし資金

生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要なつなぎ資金および不時の出費のため必要とする小口資金を貸付けその生活を保全し

経済的自立を助長することを目的として県社協および町社協の独自の貸付事業として、くらし資金の貸付を実施しています。

■貸付事業

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
生活福祉資金		－	１件(1,867,000円)	－	－ （特例：111件）	－ （特例：123件）
くらし資金	町	７件(95,000円)	９件(134,000円)	７件(41,129円)	６件(116,200円)	４件(74,000円)
	県	－	－	－	－	－
相談のみ		３件	13件	８件	５件	９件

③　フードドライブ事業

町社協では、令和２年度から、食品ロスをなくすとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で食べることなどに困っている人の生活を支援するため、フードドライブ事業を実施しています。

家庭で眠っている食品や生理用品等を提供してもらい、それらを困窮する家庭や子育て世代、さらに施設に提供しています。

令和３年度においては、フードドライブが133件ありました。

④　生活支援体制整備事業

日常生活上の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となるサービスや、地域の見守り・助け合いの充実、困りごとの解決など、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足している資源を地域住民の主体的な取組により開発する事業を行っています。

2　在宅福祉事業

(1)　地域包括支援センター事業

地域包括支援センターは、介護保険法において「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」と定義されており、地域包括ケアシステムを実現するための拠点です。

町社協では、扶桑町より平成18年から委託を受け、高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援等、高齢者の自立した生活の支援のために必要な業務を総合的に行っています。

令和４年10月現在、主任介護支援専門員２人、保健師および看護師２人、社会福祉士２人（うち兼務１人)、介護支援専門員３人（非常勤）の９人体制で運営されています。

①　相談事業

介護保険のみならず、保健、福祉、医療のさまざまな制度や地域の資源の連携による情報を活用しながら相談支援を行っています。

相談件数は、令和元年度まで年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和２年度は減少しました。

■相談件数

区　　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
合　　計		1,920(7,856)	2,016(7,215)	2,133(7,058)	1,820(5,327)	1,950(6,724)
形態別	電　　話	809(4,772)	762(4,032)	598(4,308)	860(4,377)	892(4,434)
	来　　所	378(　649)	379(　712)	380(　610)	254(　343)	280(　411)
	訪　　問	481(2,087)	519(1,946)	481(1,602)	417(1,228)	450(1,446)
	協　　議	227(　327)	337(　500)	307(　524)	212(　301)	322(　427)
	間接支援※	25(　26)	19(　22)	12(　14)	77(　79)	6(　6)

単位：人［人員(延べ人員)］
※地域住民、関係機関、行政等と連携して行う相談支援

②　介護予防支援･介護予防ケアマネジメント

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、介護保険の予防給付を利用する人には介護予防支援、介護予

防・日常生活支援総合事業を利用する人には介護予防ケアマネジメントを実施しています。

③　包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、医療機関、その他関係機関等の連携など、多職種協働のネットワークづくりを進めるとともに、高齢者一人ひとりの状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域のケアマネジャーの後方支援を行っています。

④　権利擁護、虐待の早期発見・防止

判断能力が不十分な人や虐待を受けている高齢者等の権利擁護を推進するため、尾張北部圏域の構成市町（小牧市、岩倉市、扶桑町及び大口町）で共同設置する尾張北部権利擁護支援センターと連携して、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止に努めています。

⑤　地域包括ケアシステムの充実

今後、少子高齢化が一層進む中で、2025（令和７）年、さらにその先の2040（令和22）年を見据え、高齢者をはじめ支援を必要としている人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険等の公的なサービスと住民主体の活動等によるインフォーマルなサービスにより、医療、介護、介護予防、住居、生活支援等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの充実を目指しており、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中心に位置づけられています。

自立支援型の地域ケア会議の開催や、医療職と介護職との連携促進のための交流会、生活支援コーディネーターとの情報交換などを行っています。

⑥　認知症総合支援事業

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、「共生」と「予防」の施策を町が推進する中で、認知症の理解促進のための認知症サポータ

ー養成講座を行う「ＦＵＳＯ認知症たすけ隊」の事務局を担っています。また、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を支援する認知症初期集中支援チーム、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員の活動を通じて、認知症の人が可能な限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

(2) 介護保険事業

町社協は、介護保険の事業者として指定を受け、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業および通所介護事業を実施しています。

① 居宅介護支援事業

介護保険制度が始まった平成12年度から居宅介護支援事業者としての業務を行っています。令和４年10月現在、介護支援専門員は常勤の正職員が１人、非常勤が３人の体制で実施しています。

■居宅介護支援事業延べ利用者数の推移　　単位：人

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数		1,961	1,258	1,326	1,371	1,505
	事業対象者	22	21	23	12	85
	要支援	631	27	161	219	174
	要介護１・２	934	874	786	770	852
	要介護３～５	374	336	356	370	394

② 訪問介護事業

介護保険の訪問介護を実施しています。令和４年10月現在、常勤の正職員１人、非常勤職員８人の体制で実施しています。

■訪問介護事業延べ利用者数の推移　　単位：人

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数		580	644	564	526	474
	事業対象者	43	112	90	56	41
	要支援	296	267	228	246	194
	要介護１・２	196	219	176	165	189
	要介護３～５	45	46	70	59	50

③　訪問看護事業

介護保険および医療保険に基づくの訪問看護を実施しています。令和４年10月現在、看護師は常勤の正職員３人、非常勤職員２人、理学療法士１人、事務員１人の体制で実施しています。

■訪問看護事業延べ利用者数の推移　　単位：人

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数		2,409	2,384	2,464	2,331	2,079
	要支援	354	268	340	271	161
	要介護１・２	853	956	1,033	779	707
	要介護３～５	1,202	1,160	1,091	1,281	1,211
老人保健		826	877	892	1,007	996
健康保険		83	126	125	66	105

④　通所介護事業

ふそうデイサービスセンターにおいて介護保険の通所介護を実施しています。令和４年10月現在、正職員３人、非常勤職員13人の体制で実施しています。

■通所介護事業延べ利用者数の推移　　単位：人

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数		6,994	7,131	7,131	7,266	6,807
	事業対象者	752	369	369	92	167
	要支援	519	973	973	1,040	721
	要介護１・２	4,732	4,943	4,943	4,912	4,790
	要介護３～５	991	846	846	1,222	1,129

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業

町社協は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの事業者として指定を受け居宅介護事業を実施するとともに、同法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

① 障害福祉サービス（居宅介護事業）

障害福祉サービスの居宅介護事業を実施しています。

■居宅介護事業の推移

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数（人）	93	110	123	111	90
派遣回数（回）	1,089	953	1,129	1,185	1,022
派遣時間（時間）	1,120.25	1,138.00	1,212.25	1,142.50	1,027.00

② 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じた事業を扶桑町が主体で行う地域生活支援事業の移動支援サービス事業および地域活動支援センター事業を実施しています。

イ 移動支援サービス

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う移動支援サービスを実施しています。

■移動支援サービスの推移

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
延べ利用者数（人）	2	3	3	1	1
派遣回数（回）	93	79	80	39	8
派遣時間（時間）	96.5	97.5	95.0	19.5	4.0

ウ 地域活動支援センター事業

通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター事業を、ふそうデイサービスセンターにおいて実施しています。

■生活介護事業の推移

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
利用実人員（人）	5.8	5.0	5.0	4.0	4.0
延べ利用回数（回）	588	310	277	205	144

Ⅳ　第１次扶桑町地域福祉活動計画等の評価

第１次計画では、「誰もが安心して　いきいきと　住み慣れた地域で暮らせるまち　ふそう」を基本理念として掲げ、「１　みんなで支え合うまちづくり」「２　みんなで学び合うまちづくり」「３　安心して暮らせるまちづくり」「４　地域福祉活動の基盤づくり」の４つの基本目標の実現を目指し、さまざまな基本施策を推進してきました。

第２次計画の策定にあたり、第１次計画の基本施策に基づく取組について、施策の進捗状況や町が実施した関連調査の結果をもとに評価しました。

【評価表記】　　Ａ：順調　　Ｂ：概ね順調　　Ｃ：努力が必要

基本目標１　みんなで支え合うまちづくり

1-1　小地域福祉活動の推進	評価：Ｂ
重点事業	○地域宅老（かしの喜）および地域サロン
進捗状況	・令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から地域サロンの活動はほとんど休止の状態だったが、令和３年度はワクチン接種も進み、活動を再開する地域サロンも増えてきた（開催の見通しが立っていない地域もある）。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、地域の行事や活動について、40～64歳の39.6%が《参加している》と回答しており、平成28年の結果（29.8%）に比べ10ポイント近く上昇している。

1-2　ボランティア活動の推進	評価：Ｃ
重点事業	○情報収集機能の強化 ○ボランティア活動参加の周知徹底 ○災害ボランティアセンターの体制整備
進捗状況	・令和２年８月25・26日に町内のショッピングセンターにおいて移送ボランティア、こころの居場所ボランティアおよび扶桑町社協・協力ボランティアの募集キャンペーンを実施し、13人の登録を得た。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からボランティア養成講座が開催できない。 ・定期的にボランティア登録者台帳および登録書式を整えていくことが課題だったが、不十分であるのが現状。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、40～64歳の人で、高齢期を健康で生きがいをもって過ごすためにしたいこととして「ボランティアやＮＰＯなど社会貢献活動をしたい」と回答しているのは7.9%であり、平成28年の結果（8.6%）に比べ0.7ポイント低下している。

基本目標２　みんなで学び合うまちづくり

2-1　福祉教育の推進	評価：C
重点事業	○地域における福祉教育
進捗状況	・令和３年度現在、町内の小中学校６校を指定しており、福祉実践教室、福祉作文コンクール等を実施。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から青少年ボランティア体験事業ができなかった。
調査結果	■平成28年に実施した障害者実態調査によると、暮らしやすくなるために特にしてほしいこととして、「障害者に対する理解」と回答している身体障がいのある人が14.4%、知的障がいのある人が46.6%、精神障がいのある人が40.2%、障がいのある児童が46.2%ある。平成23年の結果は、身体障がいのある人が16.4%、知的障がいのある人が25.5%、精神障がいのある人が26.5%、障がいのある児童が63.2%となっており、身体障がいのある人と障がいのある児童は低下しているものの、知的障がいのある人と精神障がいのある人は上昇している。

基本目標３　安心して暮らせるまちづくり

3-1　福祉の総合相談機能の充実	評価：A
重点事業	○高齢者総合相談事業（地域包括支援センター）
進捗状況	・相談件数は、令和元年度まで年々増加していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和２年度は減少。 ・自立支援型の地域ケア会議の開催や、医療職と介護職との連携促進のための交流会、生活支援コーディネーターとの情報交換などを行った。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、地域包括支援センターの認知度（「利用したことがある」＋「知っているが、利用したことはない」）は50.2%であり、平成28年の結果（54.7%）に比べ4.5ポイント低下している。

3-2　地域生活支援の充実	評価：B
重点事業	○日常生活自立支援事業 ○生活福祉資金貸付事業 ○居宅介護事業（訪問介護・通所介護・訪問看護・居宅介護支援） ○総合福祉センター管理運営事業 ○おもちゃ図書館整備事業 ○子育て支援事業
進捗状況	・日常生活自立支援事業は、令和３年度に４人の利用があった。 ・令和３年度から、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、緊急小口資金および総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を実施。 ・高齢者または障害のある人のニーズに応じて介護保険事業および障害福祉サービスの提供を行った。 ・おもちゃ図書館をはじめ子育て支援にかかる事業は新型コロナウイルス感

	染症拡大防止の観点から開催できないこともあったが、令和３年度から徐々に再開している。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、これからの生活の希望について、在宅認定者の80％弱が在宅介護（「自宅で家族などを中心に介護を受けたい」（17.1％）＋「自宅で家族の介護と外部の介護サービスなどを組み合わせて介護を受けたい」（49.7％）＋「家族に頼らずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」（12.2％））を希望している。平成28年の結果（84.3％）に比べ5.3ポイント低下している。

基本目標４　地域福祉活動の基盤づくり

４-１　福祉ネットワークの強化	評価：Ａ
重点事業	○福祉施設・福祉団体等の協働
進捗状況	・老人クラブの活動を継続的に支援しているが、会員数が減少している（令和３年度現在、会員数1,373人） ・共同募金を原資として老人クラブ連合会、障害者関係団体等に助成。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、高齢期を健康で生きがいを持って過ごすために「自治会や老人クラブなど地域の組織で活動したい」が6.3％と、平成28年の結果（3.8％）に比べ2.5ポイント上昇している。

４-２　社会福祉協議会の運営基盤の強化	評価：Ｂ
重点事業	○基金の運用 ○財源の充実 ○職員研修と資質向上 ○地域福祉活動計画等の対応 ○組織基盤の充実 ○地域福祉活動の周知
進捗状況	・社協職員は各種外部研修や専門職の会議等に出席してスキルアップを図った。 ・平成27年度から平成31年度まで職員が定着せず、業務分担の見直しができていない。 ・コミュニティソーシャルワーク（ＣＳＷ）の養成ができていない。 ・社協機関紙「ふそう福祉だより」を年６回定期的に発行。
調査結果	■令和元年に実施した高齢者等実態調査によると、何かあったときの相談相手として「社会福祉協議会」は6.9％であり、平成28年の結果（8.5％）に比べ1.6ポイント低下している。

Ⅴ　関係団体ヒアリング調査のまとめ

1　調査の概要

地域福祉活動計画の策定にあたって、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉団体、老人クラブの皆さんから意見等を聴取し、計画に反映させるためヒアリングシートによる調査を実施しました。

実施日	区　分
令和４年４月25日～５月31日	民生委員・児童委員
	ボランティア団体
	福祉団体
	老人クラブ

2　調査結果のまとめ

(1)　所属する団体が活動をするうえで困っていること

民生委員・児童委員	○民生委員の受け手がない ○民生委員・児童委員の候補者が少ない ○メンバーの高齢化とともに、引き受けてくださる方がいない ○羽根西はもともと110世帯くらいです。そのうちの半数以上がアパートで、持ち家40件ほどで自治会の役員をまわしています。限界すれすれです。若い人は共働きで高齢者は年々増え、民生委員も次にまわす人がいなくて困っています。小さすぎて今後が不安です ○老人会のメンバー集め ○高齢者ふれあいサロンも含め、コミュニティ活動の参加者が限られた人しかいない ○最近、自治会に入会しない転入者にはゴミ当番等がなく、コミュニケーションが取れません ○高齢化により活動を閉じた団体もある。顔を合わせるときがなくなってしまう ○寿会やグランドゴルフの新規加入者がいない。声かけはしていますが、高齢のため辞めていく人がいる ○亡くなっていく人もありますが、年々、民生委員として担当する人が増えている ○耳が遠くなり、会話しにくい人が増えた ○高齢者が増え、日中、助けを協力してもらうのが難しい ○少数ではあるが、インターホンのない家がある。できればカメラ付きのインターホンを設置してほしい

	○私の担当する地域は少ない方ですが、全部まわるのは大変です。人によっては話をするため１時間以上かかることもあります。また、台帳には載っていませんが、親と息子の２人暮らしは高齢夫婦よりも見守りが必要です ○例えば、高齢者の親と子どもがいる世帯の内情はまったく把握されていない ○メンバーに対する活動の法的根拠等の基本的な教養がない。また、活動内容についても注意すべき点等の指示や教養がない
ボランティア団体	○新メンバー獲得のための企画ができない。コロナのせいもあるが、講演会など多くの住民に呼びかけて知ってもらうためのイベントができない。コロナでもできることを探していく必要があるが、ついつい楽な方に流れやすい ○後継者がいない。現在70～83歳まで６名。そのうち76歳以上が３名 ○新規加入会員がなかなかおらず、人員の確保に困っている ○メンバーの高齢化が進んでいるうえ、新規入会者がいない ○メンバーの高齢化が進んでいる。若い方が入会してくださったが、若い方は仕事と家事、子育てに大変そうで、無理なお願いはできない ○後継者不足 ○メンバーが少ない ○スタッフ、仲間がほしい ○高齢者が多く、若い人が少ない ○メンバーの高齢化、若いメンバー募集中 ○皆で話し合う場所がない ○講演の会場の確保がままならず、支障となっている。公的会場は１か月前の先着順が原則で、計画の立案が難しい ○自由に使える活動場所がないので、活動が制限される ○図書館会議室を借りて活動していたが、現在は役場で使用されているため、中央公民館で例会を行っている ○活動を一緒にしてくださる他の団体と協働して活動するようにしている。補助金をいただいているが、それだけで賄うことは難しい。助成金をいただくことも難しい ○朗読の講師を紹介していただきたい。朗読講座を開いてほしい ○施設の利用者と接するため、コロナ禍で活動できない ○令和４年度から新しい役員でがんばっています
福祉団体	○２、３年前より60歳代の若い人たちが半数となりました。経験豊かな人たちを大切にと思っています ○会員の高齢化とそれに伴う会員の減少です。先々を考えると非常に心配しています。精神疾患の人は増えているにも関わらず、家族会員は増えない ○保護司の職務は犯罪や非行を行った者を更生させることですが、リスクが多いと思われるのか、なり手を探すのが大変難しい ○毎年高齢化が進み、会員が減少していく ○会員の高齢化と若い親世代は働いている人が多いので活動に苦慮しています

	○メンバーの高齢化に伴い奉仕活動内容とのバランスが取りにくくなっています
老人クラブ	○会員の高齢化が進み、会員数が減少して活動が積極的にできなくなっている。特に、女性会員が少ない ○会員の高齢化で役員後継者も年度末まで決まらず、特に女性部長は正副とも不在となった ○メンバーの高齢化、会の女性部長がいない ○会員の高齢化が進み、新会員の募集対象者（60歳以上）の特定手法ではままならず、会員数の拡大に苦慮している ○新規会員の獲得に苦慮している ○会社の定年が延長になり、70歳くらいまで働くことが多くなったことで新規入会者が少なくなった。高齢になっての入会者は役員等もできず、役員の後継者がいない ○人が元気になるのは、お金やものではなく、人と人とのつながりだと思います。しかし、隣近所はあいさつ程度としての付き合いしかありません。老人会に入会をしても、老人会の役に当たるのがこわいと拒否されてしまいます。私たちには相手を説得する能力がないのがつらいです ○役員のなり手がないうえに、入会すると役員をやらされるので入会しないという人が多数いる ○私の地区でも年齢的にはたくさんいますが、入会したら役員をやらされる、と言われてなかなか入会してもらえない ○新規会員を見いだせず、会員数の減少 ○メンバーの高齢化が進み、後継者がいない。働く年齢が上がり、メンバーの加入が少ない。60歳代の加入が少ない。コロナウイルスの感染防止のために活動制限が多く、進まない ○公民館など活動場所が狭い ○定年が延長されたことや老後の過ごし方の多様化とコロナウイルスの感染拡大等が重なり、どこの老人クラブも存続の危機にあるといってよい。活動を安定的に行うために補助金を増やしてほしい ○多少認知症が出てきている方がおられますので、目の前で心配な事態や症状が起きたときの対応の仕方が気がかりです

(2)　所属する団体が活動をするうえで住民に協力してほしいこと

民生委員・児童委員	○いつも地区の方が知らせてくださり、ご近所の情報は本当にありがたいです ○毎日ご近所の様子を見まわることはできないので、ご近所の皆さんが見守ってくださり、異変があれば連絡をしていただけるとありがたいです ○どんな細かなことでもよいから知らせてください。民生委員をもっと「頼り」にしてほしい。ご近所の困りごとも知らせてほしい ○困ったことを言ってきてほしい。そういう場がほしい

	○ご近所さんの見守り、温かい目がベスト ○必要に応じ、一報くださるとありがたい ○隣近所で困っている独居の高齢者の情報を知らせてほしい ○父母はいつまでも父母だと思っている子どもが多い。もう少し目をかけてほしい ○参加してほしい ○高齢者台帳の提出を拒まないでほしい ○民生委員の役割、仕事を知ってほしい ○訪問連絡活動の折、留守のときはメモ用紙や名刺をポストに入れている。当日あるいは後日にでも電話連絡をしてほしい ○民生委員１人で100人近くの高齢者をサポートする方法をとっていますが、もっと多くの人の手で支えていくことが大切だと思います ○参加できなくても、自分のできる範囲で少しでも活動に関わりをもてる機会ができたら横のつながりができていくのでは ○民生委員は個人で行うボランティアなので、特に住民の協力は不要です
ボランティア団体	○高齢者施設などに音楽演奏ボランティアとして活動していることを知ってほしい ○ボランティアまつり、文化祭、発表会等に足を運んで活動内容を知ってほしい。そして、できれば一緒に活動してほしい ○イベントなどに参加してほしい ○メンバーとして加わってほしい ○活動に参加してほしい。スタッフ、仲間がほしい ○サークルに入ってほしい ○メンバーが増えるといいなと思う ○昔と違って、障がい児をもつ母親でも高齢者でも働いている現実がある。ボランティア活動に参加できる余裕のある方は少ないと思うので、加わってほしいと言いづらい ○少しでも障害についての理解が深まればよい ○齋藤公民館での活動に満足しています
福祉団体	○団員の募集 ○地域の若い女性に活動に参加していただきたい ○保護司の仕事を理解して、毎年７月の社会を明るくする運動に参加してほしい ○障がいに対する理解 ○今はまだ一緒に活動するまでにはなっていません
老人クラブ	○若い人に会員になってほしい ○老人会の予備群として控えている方々にこぞって参加していただけるような内容と人材となりますように、工夫と親交を大切にするつもりです ○コロナで住民同士の接点の場がありませんが、過去はその場の会話から入会、参加の呼びかけ等が自然と行われていたことから、戸別訪問での呼びかけをしているが、無理なようです

	○社会の高齢化を念頭に置き、リタイア後の活動場所として老人クラブへの加入を積極的に考えてもらえるようアピールする体制づくりが必要 ○積極的な参加 ○活動に興味をもってほしい ○福寿会としては、コロナ前は文化の小径を月１回清掃等していましたが、現在はできていない。また、参加される方はいつも決まっている ○私たちは積極的にいろいろな人と付き合い、多くの仲間をつくって健康で喜び合い、楽しい人生を送っていきたいと願います。喫茶店では決まった仲間ができるけど、同一地域だと同様なことがなかなか難しい ○活動に参加、協力してほしい ○当地区では住民の皆さんは割とよく協力していただいています。当会も積極的に区の行事に参加努力をしています。神社清掃奉仕活動、年末餅つき大会応援、区道路清掃時の空き缶拾い等に協力しています ○当会に対して住民は大変協力的である

(3)　所属する団体が活動をするうえで役場や社会福祉協議会に協力してほしいこと

民生委員・児童委員	○昼間だけ独居老人の世帯を知りたいのですが、役場からの情報ではわかりません。現行の独居老人簿には載っていません ○高齢者台帳に記載されていないが、子ども夫婦や孫と同居はしているものの、昼間一人になっている世帯の情報がほしいです ○個人情報の壁が高く厚いです ○民生委員も協力できることがあれば協力していきたいので、困りごとや見守り等がありましたら遠慮なく知らせてください ○趣味で何か活動している人、またはサークルを紹介してほしい ○訪問して話し出すと会話の中から相手側の窮状が判明することが多々ある。そのときにアドバイスなどいただけると助かります ○相手の気持ちに応えるようにできると相手も少し楽になる ○社会福祉協議会は、すぐ動く、よく相談に乗っていただきます。このまま続けてほしい。役場は、必要としている高齢者にもう少し多くのタクシー無料券を配布してほしい ○民生委員の人数を増やしていくことを提案します。そうすることで負担が減り、民生委員のなり手も増えるのではないでしょうか ○要望のある高齢者に対して、プラゴミや資源ゴミの回収を手伝う組織的な人の派遣をやってほしい ○会社をリタイアして時間に余裕がある人を対象にいろいろな講座を展開していけば、先につながっていくのでは ○高齢者を対象にした講座などのチラシを高齢者台帳の訪問時に配布できるようにしてほしい ○包括支援センター等はすぐに動いてくださり本当に助かっています

	○いつも協力していただいています
ボランティア団体	○ボランティア演奏を必要としている施設等の情報を教えてほしい ○サークルでは地域のろう者を把握できないので、役場や社協に紹介してもらったり、サークルへの案内をしてもらいたい。自力で通うのが無理な人の送迎も検討してもらいたい ○声の広報（ＣＤ）の利用者を増やしたい。必要としている方の情報をいただければうれしいです。現在、４名の方に直接お届けし、役場・福祉センターに各１枚貸し出し用にお届けしていますが、利用状況はわかりません ○会場や備品の貸し出しについて、もう少し積極的にアピールがあってもよい ○公共性の高い活動で、会場が必要な場合は２～３か月前から確保ができるような施策を講じてほしい ○福祉センター内のボランティアルームの使い方を開設当初のようにしてほしい。現状、コロナ前から、ボランティアルームとは名ばかりになっている。また、福祉センター内の部屋は予約がないと空いていても貸し出しをしないのはもったいない。受付があるのだから、空いていれば当日受付をしてもいいのではないか ○サロンへの職員派遣など、できれば土日も考慮してほしい ○若いママさんの参加を募集してほしい（活動は月１回、欠席可、活動のときの手伝いのみでもＯＫ）。おもちゃ図書館の活動については、正規採用の雇用の方がほしい ○活動に対する補助金を出してほしい ○役場から「共催」をいただき、いろいろな面で支援をしてもらえて助かった。後援名義でも支援をしてほしい。特に、社協はボランティア連絡協議会に所属している団体の活動に対し、もっと積極的に関わって支援をしてほしい ○福祉センターから派遣された講師のＤＶＤをテレビで流している。テレビを見ながら脳トレ、筋トレを行っている
福祉団体	○会員自身の専門的な勉強をする機会はほしいと思います ○研修会を開催していただきたい。一人になっても地域で住み続けるにはどのような援助が受けられるか等 ○障がい者が参加しやすい活動（スポーツ等）をともに考え支援してほしい ○町民運動会、走ろう会等の救護に専門職の者の派遣をお願いしたいと思います ○現在補助金をいただいているが、今後も継続してほしい ○役場福祉児童課、社協、地区の民生委員の方々は、精神疾患の家族（親）に対し、家族会をＰＲ、推奨していただきたい
老人クラブ	○教養講座を開催するときの講師になっていただける人を紹介してほしい ○山名西学習等供用施設を利用しての活動が多いが、机、椅子が重く、高齢者は移動が大変である。福祉会館２階にあるような軽量タイプの

	ものに変えてほしい ○山名西学習等供用施設の２階を利用することが多いが、高齢者の会員が階段を昇るのは大変であり、そのために催し物を開く場合の参加者が限られる。エレベーターの設置を望む。他の学供も同じ ○学習等供用施設などの身近な場所で講演会、催し物、演芸会（歌、演奏など）をしていただければありがたい ○学習等供用施設及びシルバー人材センターにおける活動場所の提供利用 ○活動の参考資料として、クラブへの派遣等の提案型のパンフを出していただきたい ○広報紙で年何回か各クラブの活動を紹介し、希望者が入会しやすい環境を整えていただきたい ○体育系の事業やバス旅行研修会などの際に、参加会員の安全を期すため、看護師または保健師の派遣を考えてください ○朝のモーニングはどの喫茶店も高齢者などで満杯です。来店する人も常連ばかりです。こういう喫茶店と連携して孤独死を防ぐ見守りの一環として支援できる制度があるとよいと思う ○現在は転入者も多く60歳以上になられた方がわからない。わかればその名簿にて新規勧誘をしたいと思います。現在は個人情報保護法にて個人情報を出すのは困難ということは理解できますが、そのうえで何らかの方法はないでしょうか ○本年度10月より巡回バスが運行されますが、自転車にも乗れず、歩行が困難な方の買い物、病院等の手助けをしてもらえないか ○コロナウイルス感染防止対策のため、活動が中止となっています。早く制限を緩和してほしい ○パソコンを打てる女性が少ない。資料や名簿の作成に協力してほしい

(4)　所属する団体が今後、力を入れて取り組もうとしている活動

民生委員・児童委員	○コロナ禍もあり、訪問すると人と話すことでいきいきされる ○話相手、聞き手の必要性。心の中を話すのは、誰でもよいというわけでもない ○買い物とゴミ出し ○高齢者のサポート ○高齢者と子どもの交流会 ○高齢者、子どもが一緒になって活動できる場。例えば、野菜を育て、収穫し、調理し、食事をするなど ○民児協では、社会福祉協議会と連携して高齢者の困りごと、地域の支え合いづくりを今以上に強化していこうと取り組んでいます ○異常気候による暑さ対策。高齢者に対し、熱中症の予防のためのビラによる啓発活動 ○健康な高齢者を１日でも長く元気でいられるようにすること ○各地区の公民館等を週に何日か開放して、コミュニケーションの場として提供していけるようになればいいと思っている

	○寿会では年間の行事を見直して、住民に興味をもってもらえるような内容にしようと話し合っています ○特に力を入れているものはありません
ボランティア団体	○川田家住宅が文化財として扶桑町の住民に開かれたスペースになるよう、より利用促進をする。①レンタルスペースを低額にて福祉団体で定期利用②福祉向け講演会やレクリエーションの会場③コンサートやマルシェ、多世代交流の居場所づくり ○防災、減災のための啓発活動を進めていきたい。防災講座やＨＵＧ、ＤＩＧ等の体験ゲームを進めたい ○日本の和楽器のひとつ尺八の愛好家を増やしたい。高齢者施設などを訪問し、演奏を聴いていただきたい ○平成30年に助成金を受けて「みんな一緒で楽しいサロン活動」をはじめた。年齢、性別、能力に関わりなく、誰でも困ったときの受け皿としてサロン活動をしたいと思っているので、公的な援助はない。小さなボランティア団体にはサロンの場所がつくれない。資金もないので、公共施設を借りて１週間に１回程度行っている。毎日行くところがあっても行けない閉じこもりがちな人たちは少数だが存在している。心が疲れて休みたい人もいるはずである。定期的に開催されるサロンではなく、気軽に行ける場所があるとよいと思っているので、今後も取り組んでいく。ぜひ支援をお願いしたい ○食育、企画 ○手話の普及、聞こえない人への理解、店のコミュニケーションボードの普及 ○現在行っているおはなし会、声の広報づくり、朗読発表会等の活動を充実させる ○会員43名が仲良く、参加しやすいようにしたい
福祉団体	この２年、コロナのおかげで子育て支援がゼロの状態です。本年度より手探りの状態ですが、センターと話し合いながら進めていきたいです ○地域共生社社会の実現。多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域になるよう、どんなことができるのか考え、活動していきたい ○学校保健室での奉仕活動 ○一昨年から保護司会の活動拠点として犬山市のフロイデにおいてサポートセンターを毎月第３火曜日午後１時30分から４時30分まで開設しています。広報等でＰＲし、住民の方に利用してほしい ○認知症にならないために、できるだけおしゃべりできるようなクラブをつくる。簡単な運動を毎週１回ずつやっていきたい
老人クラブ	○活動場所への参加呼びかけ、集いの広場、春のふれあいサロン、現在休止中～計画予定中の日帰り旅行 ○新会員勧誘の方法と対策 ○まず会員を増やす。家から出て、歩いて、食べて、みんなと楽しく会話ができる雰囲気をつくりたい ○役員の発掘 ○高齢者対象のスマホ教室、会員に喜んでいただける会の活動づくり

	○高齢者の健康寿命を延ばすこと、地域の皆さんとのふれ合いの場を増やし、認知症になる人を減らすよう努力することです。認知症を減らすため「脳活健康道場」を毎月開催。内容は、麻雀、囲碁、将棋、トランプを現在行っています。今後は女性を増やすためいろいろ検討中です。女性は少々のお菓子、お茶等のあるおしゃべり会もよいかと思っています ○コロナの影響で保育園の行事はほとんど来賓の招待をしなくなった。また、正月遊び、七夕祭り、クリスマス会などの行事も保育園だけでやっている。ヤングケアラーの支援など情報をいただきたい ○児童遊園に花壇をつくり、四季の花々を植え、維持していきたい ○地域の空間に花一杯。例えば、公園の周囲や木津用水駅前周辺などに園芸花を植えたり、環境整備に協力できたらと提案を望みます ○コロナが収束したら文化の小径の清掃等の活動を積極的にしたいです ○料理教室、リボンフラワー教室等の教室を開きたい ○これからは100歳時代が到来すると言われていますので、70、80歳はまだまだ若いとされると思われます。年を忘れて活発な活動グループになるように楽しんで参りたいと望んでおります

(5) 地域に支援が必要だと思う人や家族

○一人暮らしの高齢者　14件
○一人暮らし男性（精神疾患などで付き合いがない方）
○一人暮らしに対するサポートも境遇に差がある
○一人暮らしはいますが、必要かどうかはわかりません
○息子や娘が遠くに住んでいる独居の人、親族がたずねてきていない独居の人等は特に気にかけて見守りたいです
○高齢者台帳の対象以外の高齢者（親１人子１人世帯）
○一人暮らしの高齢者には目が届きやすいですが、息子さんとの二人家族は盲点になっているような気がします
○老々介護の家庭
○高齢者世帯
○ご夫婦揃われていても、一人ではお世話しにくい状況の方にありがた迷惑にならない範囲で手助けできたらと思っています
○認知症の一人暮らし
○認知症の方や家族
○車の運転ができない高齢者
○自転車にも乗れない、歩行が困難な方がいます
○障害のある方や家族
○支援者や家族団体につながっていない、孤立してしまっている障がい者
○聴覚障がい者
○精神疾患の当事者と家族は偏見と閉鎖的なところがあり、わからない。不明です
○隣にひきこもっている方がいるので、手を貸したいと思っている。民生委員のときは気兼ねなくできたが、今は役場に相談してから関わっている
○8050問題　２件

○大変だなと思う人がいますが、今のところ拒否しています。①母は足腰が弱くなり、動くのが大変な80歳代、長男はひきこもり状態。②子どもと同居しているが、夫婦とも障がい者。困っていることは買い物だそうです
○母子家庭　３件
○父子家庭
○子育て中の保護者
○実家が遠いワンオペ子育て中の家庭
○子育て中の保護者はいますが、必要かどうかはわかりません
○ゲーム依存の小学生、不登校の小学生については民生委員としては対応が難しく、スクールガードで見守るくらい。そのスクールガードも不足している
○学校に行けない子ども
○産後うつなどで診療内科に通院中などの保護者
○支援を必要とする人はいると思うが、他人の家庭の中に立ち入るのは難しい
○扶桑町も一人世帯か二人世帯が全世帯の50％を超えていると言われています。私の地域も同様の状況です。支援が必要かどうかは接点がないのでわからない。わかったとしても、そんな資格もないので無理ができない
○子どもがいない、親戚は遠い、身体の自由がきかない。緊急通報装置を付けてもらっているが、ヘルパー、配食サービス以外の金融機関でのお金の出し入れは誰に頼めばよいか
○生活福祉資金貸付金償還滞納者の人がいます。仕事はしているが、収入が少ないため利子の返金もできないくらい困っています
○相談をしやすい環境をつくりたい
○思う人や家族に心当たりはありませんが、個人情報保護法にあまりにも固執しすぎでは。もう少し柔軟に
○自分の暮らしに精一杯でわからない

(6)　扶桑町の”良いところ”

①　交通の利便性

○交通の便がよい　２件
○交通の便が良い（名鉄の駅が３つある。高速道路も利用しやすい）
○名古屋圏に直結　２件
○名鉄駅が３駅あり、都会へ出るのにも便利　２件
○電車の駅が多くて、割と近いところ
○特急、急行が停まる（セントレア行、豊橋行）
○柏森在住で、名鉄電車が利用でき、便利の良いところ
○立地的に都心部の交通手段が良い
○名鉄の沿線であり、これからも人口増加が期待でき、発展が望めるまち
○交通面で鏡の設置が進んでおり、交通事故防止に有用
○カーブミラーが多い
○観光地に近い（明治村、リトルワールド、可児）

② 居住環境

○住みやすい ３件
○住環境が抜群
○都会に近い田舎
○郊外なので静か
○自然豊かで交通、医療、教育も充実している
○スーパー、薬局が多く便利
○扶桑町は愛知県54市町村のうち50番目の小さなまちですが、３つの名鉄電車があり、２つの高等学校があり、大型スーパーがあり、景観の優れた緑地公園があり、劇場があり、生活にかかる必要なお店や飲食店などが揃った、空気のきれいな住みよい快適なまちだと思う
○緑が多くて空気がきれい。癒やされるまちである。歯医者や医院も町としては多くて便利である。近所づきあいが適当にあり、立ち話などもできてコミュニケーションがとれている
○暮らしやすい良いまちです。近所の人たちもみな元気に生活を楽しんでいます
○コンパクトにまとまっている
○生活しやすい（小さい町なので、生活に必要な公共施設が身近にある）
○生活に不便を感じていない
○都会のようなザワザワとした賑やかさはありませんが、落ち着いた綺麗な雰囲気だと思います。私はこの扶桑町の環境と景色が好きです
○緑が多い
○緑豊かで住みやすい
○小さい緑があり、和みます（随分減りましたが）
○適度な田舎であること。自然豊かで渋滞もないし、空気もきれい
○自然豊かな田園風景があること
○緑地公園（犬山から一宮までの遊歩道）
○木曽川が近いこと

③ 地域福祉

○福祉政策の面ではかなり充実していると思います
○福祉に力を入れている
○高齢者の見守りは他市町村と比べて目が行き届いていると思う
○福祉活動はかなり積極的にやっていただいていて、高齢者にはありがたいと思っています。さらなる充実を望みます。予算的に厳しい面もあると思います。他の裕福な自治体に比すことはできませんが、扶桑町的な支援、企画をお願いします
○前向きな姿勢が感じられる。さまざまな施策に取組が感じられる

○学校と住民また役場と住民の関係が密接である。何でも気軽に相談することができる。そして相談ごとに対し、すぐに返事がくることがありがたい。
○地域福祉に関して前向きに行動はしているが、新しい組織をつくるより「向こう３軒両隣」の助け合いの啓発をお願いしたいです

④　子ども・子育て

○子育てに関わる福祉が充実している
○県外の人からお聞きしましたところ、扶桑町は子どもを育てるのにとてもやさしい家を建てられたそうです
○保育園、学校に加配、支援員がついてくださりありがたい
○健康教室等の開催
○学校内に学童がある
○スクールガードが多い
○保育園の待機児童がないことはすばらしいと思います

⑤　その他

○役場の対応が良くなった　２件
○他の市町の家族会員さんと懇談して、扶桑町の役場、社協の職員さんは対応が親切だと感じています
○文化会館の催し物がすばらしい
○町内の学習等供用施設の利用率が高いと思います
○文化会館事業
○住民が参加できる施設がたくさん町内に点在している
○人口が増加している
○広報が充実している
○無線等でいろいろと連絡してくれるところ
○住民同士あいさつできるやさしいまち
○ひまわり畑をつくる企画はいい案だと思う
○悪いところが見つからないところ

(7)　扶桑町の”悪いところ”

①　道路整備

○迷路になっている道がある
○住宅集落地内の生活町道が狭く、緊急車両も入れない地区が多い
○他の市町から扶桑町に入ると途端に道路が悪くなりハンドルを取られる。土木費を削減しないこと

○道路の舗装状態が悪いところが多い
○歩道の幅が狭いところが多い
○道路の路面や排水ピットの蓋など段差や穴ぼこがあり、高齢者が歩行したり自転車利用時の障害が多いように思う。時代にマッチした交通標識の見通しが必要では。自動車通行禁止は児童の登下校時間を考慮すべきでは

② 交通の利便性

○商業施設、店舗が身近にないため、自動車でしか買い物に行けない
○自家用車がないと買い物や病院へ行きづらい。早く町内巡回バスの実施を。使いやすい方法でお願いします
○タクシー券の利用が１枚だけがネックです。２枚利用できるとありがたいです。車が走ると聞きましたが、乗り場まで歩いて行かなければなりませんから利用しないと思います

③ 公共施設

○コロナ禍で他の市町の施設を利用して感じましたが、扶桑町の施設は利用者本位ではなく管理者本位で決めているように感じました。例えば、犬山市の学習等共用施設はスリッパを貸し出し、履き終わったスリッパに消毒液を吹きかけて管理しています。利用者の便宜を考え、ちょっと手間をかけてくれます。扶桑町の公共施設でも利用者の便宜を第一に考えてくれているところはありますので、ぜひお願いします
○大口町にある各種施設が扶桑町にはありません
○緑地公園の駐車場
○公園の管理人について、１人で数十か所と聞きます。２～３人増加されたし。清掃が追いつかない
○もう少し心豊かになりそうな公園や散歩歩道になるようです。殺風景な雰囲気が淋しいと散歩しながら感じているところです

④ まちづくり・魅力づくり

○産業が少ない
○大きな生産会社が少なく、町財政が厳しい。今後は付加価値が高く、設立面積の少ないＩＴ企業等の誘致に期待します
○伝統工芸のつまおり傘をもう少しアピールしてもいいのではないか。後継者を育てていくのも必要ではないか
○パッとした特徴がない
○知名度が低い
○扶桑町をアピールする強力なものがない。であるから、今年２月の「行ったことがある町」で県内69市町村のうち扶桑町はワースト４位である（根尾町、東栄町、設楽町、扶桑町、大口町の順であった）。残念であった。町

民はどう見ていたであろうか。町長もしっかりコメントをいただきたい。
○まちの活性化、まちづくりにもっと力を入れてほしい
○扶桑町は、文化や貴重な遺産や生活に係る史料、資料などに対する分解式が近辺市町と比べると非常に低いように思う
○昔は「文化のかおり高い扶桑町」のように、町の特色をアピールしていたように思いますが、今はどうでしょう。「みんなの笑顔がかがやくまち扶桑町」を皆さんに知らせ、そのために地道に行っていることをアピールされたらいかがですか。後に続かない打ち上げ花火ではなく
○コロナ禍が関係していると思いますが、地域の公園に草が生えているところがあります。
○犬の散歩のときに飼い主のマナーが悪い

⑤　地域のつながり

○個人情報保護ということで、かえって近所の“キズナ”がなくなっています。保護も適度にしてほしい
○地域同士の連携が少ない
○世代間の意識の違いが大きい。また、行政の単位が地区、地域が第一で、新しく扶桑町に加入した方等は慣れるまでに不満がある
○開放的に人が集まる場所がたくさんほしい
○昔の民生委員さんは親身に関わる方が多かったが、今は身近なことに手を出さず、会議に参加するだけの方が多いように感じる。
○町内会長、区役員などの任期が１年なのでなかなか長期的に渡って計画、立案するのが難しいのでは

⑥　防犯

○安価な分譲住宅が建ち並び、家と家とが隣近しており、防火、防犯の面でよくない
○近頃は何かにつけて物騒なまちになってきた。若い人たちは他のまちへ行ってしまい帰ってこない

⑦　行政

○何事にもしくみづくりに時間がかかる
○関係各位の連携が良くないよいに思う
○社協について、職員の出入りが多く安定しないので、改善して町でできないきめ細やかな福祉を進めてほしい
○女性議員が少なすぎる
○職員が少ないのではないか。他機関との連携が十分にされているか不安を感じる
○建設工事や物品購入に伴う業者選定に疑問あり

⑤　その他

○高齢者のスマートフォンやインターネットを使ったＰＣ教室がまったくない ○資源回収の場所が遠い。町の中心にしてほしい ○コロナが多い。陽性率が高い ○積極的にものを言わない ○自虐的なところ ○よくわかりません

Ⅵ　住民懇談会のまとめ

1　住民懇談会の概要

地域福祉活動計画の策定にあたって、地域の福祉課題とその解決に向けての意見交換を行うための住民懇談会を開催しました。

開催日時	開催場所	参加人数	グループ数
令和４年７月２３日	扶桑町総合福祉センター	２２人	４グループ

2　住民懇談会結果のまとめ

▶Ａグループ

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜ご近所関係＞	
○小さな困りごとを解決してくれるところ（助け合い）（例：電球を取り替える、水やり） ○何かお手伝いできると思うが、誰が何に困っているかなどがわからない ○体調をくずして家にこもっている人もある ○近所に少し不安な人がいる。どうお助けしたらよいかわからない ○一人住まいの方には、民生委員だけではなく近所の人が心がけてたずねるようにするとよいと思う ○近所の人とあまり会う機会がない ○同世代のつながりが少ない ○以前、体育祭や町民祭で行っていた血流	■助け合いのしくみづくりを各自治会単位でスタートさせていく

をみる・脳年齢・認知度テストなどをやってほしい	
＜買いもの＞	
○買いものに行っても、持ち物が多いときはつらい ○近くに飲食店がない ○スーパーまでが遠い ○大型スーパーの進出以来、小売店が潰れ、商店街はシャッター通り	■チョイソコふそうをたくさんの人が利用し、もっと充実させていく ■チョイソコふそうの台数を増やしてはどうか ■チョイソコタクシーを皆が利用して楽しく元気に過ごせるようになるといい

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜移動関係＞	
○福祉センターへの送迎をしてほしい ○自転車も乗れなくなり、歩くことも困難になると出掛けることが減り、会話もない	■チョイソコタクシーが上手に使えるとよいのでは
＜空き地・空き家＞	
○耕作放棄農地が激増 ○空き家の草刈り ○畑の草取りが大変 ○側溝に土が溜まって、草が生えて固まっている	■扶桑の空き家バンクの登録が少ないから見直しを行う。代わりにマッチングアプリを導入する ■農地を預けたい人と作ってみたい人をつなげるマッチングアプリを町で運用 ■貸したい人と借りたい人をマッチングさせるツールがほしい ■例えば、２～３人と一人暮らしの人同士が生活を共にする。すでに扶桑町にそのようなところはあるのか
＜道路整備＞	
○８時～５時まで進入できない道許可書を出してほしい ○自転車、電動四輪も安心して通れる歩道を確保してほしい。両方にある歩道を片方に寄せるのは無理ですか ○近くの歩道が悪くて自転車で行けないので、歩道の整備をしてほしい ○雨天の日、車が水たまりを走るときは徐行してほしい	
＜その他＞	
○小さな公園が近くにない ○町役場の電話にダイヤルインがない。月曜の朝など何度もつながらない ○学習等供用施設に使っていない椅子がたくさんあるが、各町内で公民館などに払い下げてもらえないか（柏森中央と高雄） ○特別養護老人ホームを増やしてほしい	

▶Ｂグループ

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜見守り＞	
○急にケガをしたり、連絡できる状態でないときがあると思う。独居はどうするか ○独居で足の悪い人が資源ゴミを出すこと	■特に独居の方の見守り、支援者を決める ■ご近所同士の見守りが大事。情報を民生委員に提供してくれるとよい

課　　題	課題解決のためのアイディア
○独居で足が悪い人の日常生活の買いもの ○親族が遠くにいてすぐに来られない独居の高齢者 ○一人暮らしで高齢の方の見守り ○一人住まいの方が多くなって、家に閉じこもる ○91歳の高齢者と夫婦世帯で、母親の認知がひどくなりましたが、家で看護する方針。デイなど利用なし。女性（嫁）が大変だと愚痴をこぼしている ○老々介護 ○老々の夫婦で子どもが近くに住んでいない人などは、日常の買いものなどに不便を感じている ○高齢者の居場所、行き場の確保 ○早期に入居された人たちの高齢化が進み、隣近所が同様の状態になり、助け合うにも困る ○高齢になってくると同世代の友だちも亡くなり、心が不安定になり、心配事が多い（心の問題） ○緊急連絡先を書いてくれない	■向こう三軒両隣の情報を民生委員、駐在員に知らせる ■民生委員だけでは限界。傾聴ボランティアの採用 ■安価で半日過ごせる場所。お茶とお菓子ぐらいは出し、喋る場所をつくる ■地域のボランティアの育成
＜自治会などの仲間に入りたいけど入れない＞	
○8050世帯の支援 ○親１人、娘や息子１人の世帯については把握できない ○高齢者と独身の子の２人世帯のリストを出してほしい ○高齢化。役員をすることが無理なので参加しない ○地域の役員のなり手が少なくなってきている ○高齢者で自治会を脱会する人が出てきた。孤立化するのでは	■親１人、子１人の家庭は見守り対象として台帳を作成する ■ネットで自治会 ■スマホ教室を町・社協が開催 ■LINEの活用 ■会長になった人に合わせる ■考え方や土日の会合などの改革 ■若い層に入ってもらう ■魅力的なものを（フラダンス）
＜認知症＞	
○自分ではしっかりしているつもりでも、周りからみると認知症が進んでいる一人暮らしの人に、介護認定を受けて少しでも刺激のある生活を送ってもらおうと勧めても、自分は何でもできるので必要ないと言う。拒否する姿勢に困る ○認知になられた方がデイに行っているが、自分に合っていないという意見を聞く	■包括と一緒に話をする、聞く

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜空き家＞	
○隣の空き地に草が生えている。樹木を切ってほしい ○耕作放棄地 ○独居になり、子どものところに行ったりしているため、現在、住居が住人不在のままで空き家状態になっている	■ゴミ屋敷に近い人の家は、自治会、役場も不可のとき、警察対応にする
＜子ども＞	
○集団登校の際、スクールガードに頼り切っている様子がみられる ○ネグレクト世帯への関与 ○子どもの貧困（家庭環境）	■学校側に相談 ■主任児童委員と動く ■民生委員・児童委員にも情報共有し、相談する
＜福祉サービス・広報＞	
○どのような福祉サービスがあるのか ○包括支援センターをもっと広く高齢者に知らせてほしい	■広報扶桑のネット化、iPadの貸与 ■福祉サービスについて、包括に出向く安心感が得られる雰囲気が必要 ■民生委員などが手渡しで説明する
＜外国人の生活支援＞	
○外国人にはその国の言葉で説明する必要がある	■役場は書類には外国語を併記する ■訳（翻訳機）。役場が駐在員に貸し出しする
＜その他＞	
○ゴミ屋敷	■巡回してもらえるようにお願いする ■町内会長へ
○アパートの住人に不審者がいる	■生活安全課に相談 ■警察、消防に現状を伝えた

▶Cグループ

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜高齢化問題＞	
○ゴミ出し ○ゴミ出し、分別等 ○高齢化 ○独居高齢者。体は悪いが、人の世話になりたがらない ○高齢者の一人住まいの庭の管理ができなくて困っている ○一人暮らしの50代の女性のお金の使い方がうまくいかない ○認知症のある方の一人暮らし ○8050問題。息子さんはひきこもり状態、ゴミ出し	■ゴミ出し巡回の人への車代助成 ■ゴミ出しボランティアにボラ保険助成 ■少額でゴミ出しお助けを依頼できるシステム ■ごみ出し、水道パッキンの交換等、小さなお手伝いを少ない金額で行う ■雑草取り等を低料金でできるようなシステム ■CCネット、地元紙、回覧板等でサロンを宣伝

課　　題	課題解決のためのアイディア
○生活に問題が出ているのに、手を差し伸べられない ○町内会活動、役員の高齢化 ○サロンメンバーの年齢 ○高齢化あるいはコロナ禍でサロンの開設が難しい	
＜人材問題＞	
○介護の担い手がいない、少ない ○地域の班長もできなくなる ○役員の免除。規定に違い ○高齢者世帯の増加	■地区の会合に各組織の長が集まれるようにし、様々な問題を明らかにする ■横のつながりを明確にして、問題を共有し、ともに解決 ■地区自治会の各担当役員の選出は向こう３～５年先まで案としてもっておく ■自治会の役員問題は、皆が参加したくなるような自治会づくり
＜地域問題＞	
○スーパーの閉店時間が早い ○スーパーの誘導員に歩行を止められる ○スーパーが少なく薬局は多い ○スーパー開業の前の住民説明会がなかった ○地域行事に団塊世代以降の参加が少ない ○相続税対策によるアパート・マンションの増加 ○駅近くのアパート住民 ○地域活動活性化	■スーパーとの話し合いに行政も入ってもらう ■スーパー問題は行政に依頼する ■朝一 ■サロン・サークル活動の活性化について、回覧や口コミで行う ■地区で中心となる組織を立ち上げ、住民の困りごとをサポートする ■町内会役員業務について、①事務処理をパートさんに有償で依頼②規模の縮小③行政区の統合 ■地区で柱となる組織を立ち上げる。町内会の事務をパートさんに有償で依頼
＜空き家・環境＞	
○息子さんの一人住まいになって、屋敷に草が茂っている ○空き家 ○空き家の管理 ○空き家が増えている ○アパートの乱立による自治会問題	■空き家・空き地の雑草問題について、課税。駐在員を通じ役場の担当課に。取り壊し費用 ■空き家問題について、子どものなどの家族の連絡先を民生委員または駐在員が確認しておく ■空き地の活用、システムづくり、若い人を呼び込む ■難しい
＜その他＞	
	■楽しみのもてる行事を考えていく

▶Dグループ

課　　題	課題解決のためのアイディア
＜地域のつながり＞	
○コロナ等により、近隣とのコミュニケーションが取りにくい ○コロナ禍で住人とのコミュニケーションが取れない ○他の子が危ないことをしていても、注意できない。助けにくい ○横割りの世界 ○地域のイベントがコロナ禍でできない ○地域をつなげる方法が何かわからない ○地域の方の情報がわからない（町内、近所など） ○同じ地域に、例えば介護を行う方が何人ぐらいいるのか不明 ○協議体が示されていない	■モデル地区をつくり、扶桑をつくりあげる ■地域に仲間をつくる。気軽に声かけをし、笑顔で行動する ■地域で福祉に関心のある人を巻き込む場づくり ■春日井市、石尾台おでかけ支援NPO立ち上げ
＜高齢化に伴う課題＞	
○地域に町内の困りごとポストのようなものをつくってほしい（例：ごみ捨て、電球交換他） ○高齢者世帯は近所との付き合いがない ○引き継がれた行事が高齢化によりなくなるおそれ ○高齢者一人暮らし、アルツハイマー診断をされた。どうしたらよいか ○仕事上、いろいろな家に行くことがあるが、高齢者で少し危険かなと思う方がある	■公民館に困りごとポストの設置。地域と役場が対応 ■福祉系の若者、学生を巻き込む ■若年層を巻き込み、お互い様の対応を確立 ■高齢化を先手で考えていくしくみ
＜情報発信・情報伝達＞	
○昨年11月に楽らく健康クラブをつくって掲示板に貼ってもらったが、それを見た人はひとりも来ない ○毎週サロンを開いているが、町内の人が来ない ○人が集まる方法は何か ○掲示板は宣伝効果が少ないかも ○地域のかわら版（福祉関係）がない ○民生委員と自治会とで会合をもつ ○情報共有の場が少ない（同種、異種） ○情報発信の場はどこか ○高齢者に情報をどう届けるのか ○高齢者はITに弱い	■キャッチフレーズのような明確な言葉を使って伝達 ■扶桑町のインスタをつくって発信 ■コロナで難しいが、高校生以上の成人との共有の場を設けて伝達 ■なんらかの集まり企画をし、ついでにお茶を飲んでいきましょう。主な企画は公的機関が行い、住民が管理できるように ■高齢者向けのスマホ講座 ■可能な限りデータベースの開示 ■地域ごとに年齢、性別等の開示があるとよい ■役場に条件付きで情報開示をしてもらう

課　　題	課題解決のためのアイディア
○オープンデータ、情報が少ない ○個々の課題がわかりにくい。コミュニケーションがない	■犬山市、生活支援体制整備事業のHP ■大口町、自治組織かわら版 ■岩倉市、未来寄合 ■一宮市、おでかけ広場認定
＜役場・社協の活動＞	
○社協さんの活動が不明 ○ボランティア（団体）が少ない ○以前と比較して、赤い羽根、社協等への寄付が少なくなった ○地域住民だけでなく、役場等の方々のサポートがない	■社協の活動のプレゼンの場 ■毎月会合をし、話し合いをして発信していこう ■防災訓練の中で地域をつなげる ■地域の助け合いができる仕組み ■役場、社協がエンディングサポートなど必要なことをする。若いときから考えられる場をつくる

Ⅶ　課題のまとめ

ヒアリング、住民懇談会などの意見から、本町における地域福祉の課題が明らかになってきました。

▶課題１　地域の担い手、人材の育成

関係団体ヒアリングの結果によると、「メンバーの高齢化により、担い手や後継者が不足している」といった声が多く、地域を支える人材について、危機的な状況が見えてきます。また、住民懇談会でも「ひとり暮らしが増えた」「高齢で自治会を脱退する人がいる」など「人」に関する課題が多くあげられました。

地域を支えるための人材を確保・育成するためには、まず、住民の誰もが地域のことを人ごとではなく自分のこととして捉え、地域に関心が持てるようにしなければなりません。そのために、世代を超えて誰もが気軽に地域の活動に参加できる仕組みを整えるとともに、魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

▶課題２　住民同士の助け合いと見守り

関係団体ヒアリングの結果や住民懇談会の意見から、地域にはひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など日常生活上のちょっとした助けを必要とする人のいることがわかります。

こうした人(世帯)を支えるのが、地域福祉の原点でもある「互助」の力ですが、困っている世帯への対応について、「お手伝いをしたい」という気持ちがあっても実際の行動に移せないのが現状です。今後は、地域の実情に合った見守り体制を構築していく必要があります。

▶課題３　地域の居場所・交流拠点

住民懇談会では「近所の人とあまり会う機会がない」など住民同士のつながりが希薄化していることが指摘されていました。地域で安心にして暮らし続けるには、地域住民の心の拠り所となる「場」の充実が求められています。年齢や障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず、地域の誰もが気軽に集まり交流できる場、気軽に悩みを相談できる場、みんなで健康づくりに取り組める場など、地域住民の活動拠点を明確にし、充実する必要があります。

Ⅷ　計画の基本的な考え方

1　基本理念

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、住民や行政、社会福祉協議会、その他福祉サービスを提供する事業者などの社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組む考え方です。言い換えれば、それは、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現と言っても過言ではありません。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉の推進に努めることを定めています。

こうした考えを、具体的に推進するための指針が地域福祉活動計画です。

本計画は、扶桑町において、多様な地域福祉の担い手や関係機関、行政との協働を進めていくことで、支え合いの仕組みづくりをめざすものです。

そこで、本計画では、第１次計画の基本理念である「誰もが安心して　いきいきと　住み慣れた地域で暮らせるまち　ふそう」を継承、発展させ、「共に生き、共に支え合い　誰もが安心していきいきと暮らせるまち　ふそう」を基本理念とします。

共に生き　共に支え合い
誰もが安心していきいきと暮らせるまち　ふそう

2　基本目標

基本理念を実現するためには、Ⅶに掲げた課題を解決しなければなりません。地域住民の生活実感から出てきた課題は決して別々のものではなく、その根本には、地域住民同士のつながりや支え合いの意識が弱くなっていることがあると考えられます。したがって、地域が本来持っていた力を取り戻すことができれば、さまざまな課題が同時に解決し基本理念を実現することができます。

そこで、本計画を住民同士の支え合いを基本に地域の福祉力の向上をめざした福祉のまちづくり指針として位置づけ、次の３つの基本目標を掲げます。

▶基本目標１　地域を支える担い手とネットワークづくり

地域を支える人づくりのため、ボランティアなど地域福祉活動を担う人材育成を推進するとともに、住民の福祉意識を高め、地域の課題解決に向けた行動をはじめられるよう、地域共生の考え方の普及や福祉教育を推進していきます。また、住民同士のふれあいを通じてお互いの理解が進み、支え合いの基盤ができるよう、さまざまな交流の機会づくりを進めます。

【施策の展開】

■地域共生社会の理念の普及・啓発

■福祉教育の推進

■ボランティア・ＮＰＯの育成

■地域における交流活動の推進

■高齢者や障がいのある人の能力の活用

▶基本目標２　地域を見守る支え合いの仕組みづくり

地域における支え合いは、お互いを知ることが基本であり、人と人とが接し、ふれあう機会をつくることにより新たなネットワークを構築します。

住民の誰もが安心していきいきと暮らせるために、地域の課題を話し合い、地域にある既存の資源の活用を図りながら、支え合いの仕組みづくりをめざします。

また、災害時の避難などに支援を必要とする人の支援体制の充実をめざします。

【施策の展開】

■地域における支え合い活動の充実

■地域における拠点の充実

■安心して暮らせる地域づくりの推進

▶基本目標３　誰もが安心して暮らせるサービスの仕組みづくり

介護を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など何らかの支援を要する人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、身近なところでいつでも気軽に相談ができ、その問題に対して迅速に対応できるような体制づくりをめざします。

また、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の機能強化を図るとともに、地域の団体や事業者との連携･協働を推進していきます。

【施策の展開】

■情報提供の充実

■相談体制の充実

■利用者本位のサービス提供

■社会福祉事業の健全な発達

■社会福祉協議会の基盤強化

3　施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
共に生き、共に支え合い　誰もが安心していきいきと暮らせるまち　ふそう	**▶基本目標１** 地域を支える担い手とネットワークづくり	■地域共生社会の理念の普及・啓発 ■福祉教育の推進 ■ボランティア・ＮＰＯの育成 ■地域における交流活動の推進 ■高齢者や障がいのある人の能力の活用
	▶基本目標２ 地域を見守る支え合いの仕組みづくり	■地域における支え合い活動の充実 ■地域における拠点の充実 ■安心して暮らせる地域づくりの推進
	▶基本目標３ 誰もが安心して暮らせるサービスの仕組みづくり	■情報提供の充実 ■相談体制の充実 ■利用者本位のサービス提供 ■社会福祉事業の健全な発達 ■社会福祉協議会の基盤強化

Ⅸ　施策の展開

1　地域を支える担い手とネットワークづくり

(1)　地域共生社会の理念の普及・啓発

すべての住民が、地域の課題について自分のこととして向きあう必要があることを理解するよう、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域で共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指します。

【住民の取組】

○すべての住民が同じ地域に住む仲間であることを意識します。

○地域における見守りや福祉活動など、住民同士の支えあいを心がけます。

○地域にはどんな人が住んでいて、どんな社会資源があるのか関心を持ちます。

【社会福祉協議会の取組】

▼「地域共生」の理念の周知

年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての住民が地域の課題や問題を自分のこととして捉え、その解決に向けて行動・活動できるよう「地域共生」の考え方を周知していきます。

▼地域共生社会の実現に向けた包括的なネットワークの構築

地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、地域住民、町行政、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を尊重し、持てる能力を最大限に発揮するための連携体制の構築を目指します。

(2)　福祉教育の推進

住民が福祉への意識を高め、地域のために行動できるよう、住民への啓発活動はもとより、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動など福祉を身近に感じることのできる福祉教育を推進し、福祉の心を育てていきます。

【住民の取組】

○日常的なあいさつを交わし、互いに顔が見えるつきあいをすることによって住民同士の交流を育み、地域活動の活性化につなげます。

○積極的に福祉について学び、得られた知識や経験を、地域活動に生かしていきます。

【社会福祉協議会の取組】

▼福祉教育の充実

総合的な学習の時間などにおいて福祉分野の学習活動が充実するよう、学校、地域の団体、障がいのある人などさまざまな人と連携し、子どもたちが福祉の現場を肌で感じられるような福祉教育のメニューづくりを行います。

また、ボランティア活動が続けられる環境を整えるとともに、これからの地域における福祉活動の人材育成の観点から、福祉への関心を高める生涯学習の取り組みを推進します。

▼福祉協力校への支援の充実

子どもの福祉への関心を深めるため福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に、福祉協力校の指定・助成を実施していきます。

(3)　ボランティア・ＮＰＯの育成

公的な福祉サービスでは対応しきれない地域の課題・問題を解決するために、誰もが支え合いの意識を持ち、気軽にボランティア等の担い手となれるような環境を整える必要があります。そこで、活動に必要な知識や技術を習得するための講座を開催し、人材の育成を図ります。

【住民の取組】

○地域の課題や問題を解決するにはどんな活動が必要であるかを考えます。

○ボランティア活動に関する研修・講習会に参加します。

○地域にどんなボランティア活動があるか調べます。

【社会福祉協議会の取組】

▼ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、「ふそう福祉だより」や社協ホームページを活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけます。

▼ボランティアセンターの機能強化

ボランティアのやり手と受け手が情報を共有して、需給調整が効果的に行われるようにボランティアセンターの機能強化を図るとともに、住民への情報提供を積極的に行い、地域の実情に応じたボランティア活動が展開されるよう支援します。

▼ボランティア養成講座等の充実

ボランティア活動を始めようとする人や現在活動している人が、活動に必要な知識や技術を高め、充実した活動を進められるように、ボランティア養成講座等の充実を図ります。

▼ボランティア交流拠点の整備

ボランティア同士の交流や情報交換、ボランティアをやってみたい人または頼みたい人と活動団体のコーディネートが、自然に行われるよう、総合福祉センターなどにボランティア交流スペースの整備を検討します。

▼コミュニケーション支援を行うボランティアの育成

コミュニケーション障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳などコミュニケーション支援を行うボランティアの人材育成に努めます。

(4)　地域における交流活動の推進

地域の支え合いは、住民が地域に関心を持ち、そこに暮らしている人たちがお互いを知るところからはじまります。ご近所のつながりだけでなく、さまざまな地域活動や学校、福祉施設などを通じた交流を進め、地域住民同士のつながりづくりを推進します。

【住民の取組】

○地域の行事に積極的に参加します。

○ご近所はもとより地域住民がお互い声をかけられるような関係を大切にします。

○地域住民がお互いを理解し、できることがあれば積極的に手助けするように心がけます。

○子どもが高齢者や障がいのある人と自然に交流できる機会・場をつくります。

【社会福祉協議会の取組】

▼多世代交流の推進

地域住民が活動に関わることでつながりが生まれます。世代間交流などの機会を拡充することにより、地域における世代を越えた関係づくりを進めます。

▼「通いの場」を通じた交流の推進

地区サロンをはじめ「通いの場」など、地域住民が主体的に行う活動がより多くの地域に広まり、多くの住民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報・ノウハウの提供等の支援を行います。

▼学校を中心とした交流の推進

地域住民と児童・生徒との交流、地域住民による学校でのボランティア、さらには学校を多世代交流などの地域福祉の拠点の一つとするなど、学校と地域との協働による取組を支援します。

(5)　高齢者や障がいのある人の能力の活用

誰もが地域を支える担い手であるという地域共生社会の理念に基づき、高齢者や障がいのある人が地域でいきいきと活動し、その能力を地域の活性化やまちづくりに生かすことができるよう環境を整えます。

【住民の取組】

○地域住民すべてが、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。

○これまで職場などで培ってきた技術や経験を地域活動に役立て、次の世代に継承していきます。

【社会福祉協議会の取組】

▼障がいのある人の就労の促進

地域活動支援センターの活動を通じて、障がいのある人の生きがい活動や社会参加を支援していきます。また、経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、町内企業等に対して障がいのある人の一般就労への理解を求めます。

▼高齢者によるボランティアの促進

子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守りといった地域福祉はもとより、幅広い分野での高齢者によるボランティアの活用を促進します。また、定年退職後における地域福祉活動への参加を促進するため、定年退職前後の年齢を対象としたボランティア養成講座などの開催を検討します。

▼誰もが気軽に参加できる環境づくり

高齢者や障がいのある人の生きがいと社会参加を促進するために、地域行事などを中心に、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる環境づくりに努めます。

2　地域を見守る支え合いの仕組みづくり

(1)　地域における支え合い活動の充実

地域で支え合うという意識は、住民が地域に関心を持ち、地域の人を知ることによって生まれます。誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、日常的な見守りや、いざという時に身近な助け合いができるよう、地域のつながりを築いていきます。

【住民の取組】 ○地域のために自分ができることを考えます。 ○地域の中に困りごとを抱えた人や見守りが必要な人がいないか、目を配ります。
【社会福祉協議会の取組】 **▼チーム支えアイ（仮）による地域活動の推進** 町から受託した生活支援体制整備事業を通じ、支えアイアイ（生活支援コーディネーター）を配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組を進めます。生活支援コーディネーターが、地域の多様な団体と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。 **▼地域の担い手育成とサービス創出の推進** 生活支援コーディネーターが、地域の多様な主体と関わる中で、地域の強みを発見し、その強みを生かして、地域の担い手育成や地域独自のサービス創出に取り組みます。

(2)　地域における拠点の充実

地域におけるボランティア活動の事例や、地区サロンなど地域を拠点とした取組の「見える化」を進めることにより、住民の意識の醸成を図ります。また、各活動拠点において関わる住民が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。

【住民の取組】

○自分の住んでいる地域のことに関心を持って、自治会等の活動に積極的に参加します。

○地域住民が集まる場については、高齢者、障がいのある人、子育て中の親子など、誰もが参加しやすい環境づくりに心がけます。

○地域活動の拠点として活用できる空き家などに関する情報を提供します。

【社会福祉協議会の取組】

▼地域福祉活動の「見える化」の推進

住民主体の地域活動の立ち上げや運営が円滑に進むよう、利用できる既存施設、先進的に活動しているボランティアの活動内容等の「見える化」を行います。

▼地域における課題解決の場づくり

生活支援コーディネーターを中心に、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を図る仕組みをつくります。さらに、町行政と連携して地域住民が把握した地域課題のうち複合化・複雑化した課題に対応するための多機関の協働による支援体制の構築を目指します。

(3)　安心して暮らせる地域づくりの推進

子育て不安の解消や子育て支援、子どもや高齢者を事故や犯罪から守ることなど安心して暮らせるまちづくりを、町行政と協働で推進します。

また、災害時に支援を必要とする人の把握および災害時救援体制の整備を進めます。

【住民の取組】

○子どもが安心して遊べる環境づくりを心がけます。

○地域ぐるみで子どもや高齢者や障がいのある人を守る意識を持ちます。

○地域にどんな人が住んでいるか把握します。

○住民同士のつながりを強め、災害に強い地域をつくります。

【社会福祉協議会の取組】

▼子育て支援講座の充実

子育て中の親子と地域とのつながりづくりの契機となるよう、関係団体と連携しながら子育て支援講座を開催していきます。

▼赤ちゃん絵本プレゼント事業の充実

新生児を対象に、絵本に対する興味や好奇心を通じて、五感や想像力の発達と豊かな心の育み、親子のコミュニケーションを促進するため、絵本プレゼントを継続して実施します。また、読み聞かせボランティアとの連携を図り内容の充実に努めます。

▼おもちゃ図書館の充実

障がい児・子育て支援の一環として、おもちゃ図書館において、おもちゃで遊ぶ場や機会を提供していきます。また、利用者の意見を聴きながら内容の充実に努めます。

▼移送サービスの検討

障がいのある人や高齢者の通院や社会参加を支援するため、現在休止しているボランティアの協力による移送サービスの再開を検討します。

▼災害ボランティアセンターの充実

災害時に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施します。また、発災時にリーダーシップ、コーディネート力を発揮できる人材を育成するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施を検討します。

3　誰もが安心して暮らせるサービスの仕組みづくり

(1)　情報提供の充実

地域で安心して生活を送るためには、自らサービスを選択し自分に合ったサービスが利用できるよう情報を入手する必要があります。必要な時に必要な情報が入手できるよう情報提供の充実を図ります。

【住民の取組】

○町や社協の広報誌・ホームページなどに目を通し日常生活に必要な情報の収集に努めます。

○福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、地域住民同士の交流を深めます。

【社会福祉協議会の取組】

▼情報提供の充実

公的なサービス、ボランティアなどのインフォーマルサービスに関わらず福祉サービスに関する情報を整理し、「ふそう福祉だより」および社協ホームページを通じて提供します。

▼ホームページの充実

社協ホームページが見やすく利用しやすいものとなるよう、利用者の声を聞きながら常に提供方法を研究していきます。

▼人を介した情報提供の充実

ひとり暮らし高齢者などに対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、冊子やホームページだけではなく、人を介した伝達が有効です。情報媒体の充実を図るとともに、民生委員・児童委員や自治会等を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

▼障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供の充実

点字や音声案内など障がいのある人や高齢者に配慮した情報の提供方法を工夫します。

(2)　相談体制の充実

地域で支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、いつでも相談ができ、その問題に対し迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

【住民の取組】 ○悩み事や心配事を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。 ○近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。 ○町や社協の広報誌・ホームページなどで相談窓口の把握に努めます。
【社会福祉協議会の取組】 **▼包括的な相談支援体制の推進** 町行政と連携のもと、高齢者、障がいのある人、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を進めていきます。 **▼相談員の資質向上と関係機関の連携強化** 8050問題をはじめ複合化・複雑化した福祉課題に対応するため各種相談支援に対応できるよう相談員の資質向上を図るとともに、より的確に高度な対応がとれるよう各相談機関の連携を強化します。 **▼地域包括支援センターの機能強化** 高齢者と保健福祉サービスをつなぐ総合相談拠点である地域包括支援センターの機能化を図り、地域の実態把握に努めます。

(3)　利用者本位のサービス提供

社会福祉協議会は、介護保険や障害者総合支援法に基づくサービス提供事業者です。また、町の各種福祉サービス等を受託しており、サービス提供主体として利用者のニーズに応じたサービスを提供する義務があります。常に福祉課題や住民のニーズを把握し、自立支援という観点から、質の高いサービスを不足なく提供できる体制をつくります。

【住民の取組】

○介護が必要な高齢者や障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるような地域づくりを進めます。

○福祉サービスを利用することに対する抵抗感や偏見をなくします。

○いろいろな福祉サービスを把握します。

【社会福祉協議会の取組】

▼居宅介護支援事業の充実

的確なケアマネジメントは介護保険制度の基本といえます。介護保険以外のサービスやインフォーマルサービスなど介護に関する周辺サービスも含めてケアマネジメントができるよう介護支援専門員の資質向上に努めます。

▼訪問系サービスの充実

介護保険の訪問介護および訪問看護並びに障害福祉サービスの居宅介護の提供にあたって、利用者のニーズに対応したサービスの提供に努めるとともに、困難なケースなどにも対応できるような体制を整えていきます。

▼通所介護の充実

介護保険の通所介護サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じた多様なサービスメニューの充実などニーズに応じた提供体制を整えていきます。

▼地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターの運営にあたっては、障がいのある人の創作活動、生産活動を支援し、社会参加を促進するため事業内容の充実を図るとともに、地域に開かれた施設として地域住民との交流機会の創出に努めます。

▼利用者ニーズの把握

各種福祉サービスの提供等を通じて利用者の生の声を聴取し、今後の事業展開に反映させるとともに、町行政に対しても事業に関する提案をしていきます。

(4)　社会福祉事業の健全な発達

さまざまな民間事業者が社会福祉事業に参入してきました。サービスを必要とする人が、満足できる適切なサービスを受けることができるように、事業者同士が連携し、関わり合いながらサービスの質を高め、新たな事業を開発できるよう社会福祉事業の育成に取り組みます。

【住民の取組】

○利用者の声からサービスをより質の高いものへと変えられることを意識します。

○必要なサービスやしくみは自分たちでつくれることを意識します。

○福祉サービスの内容を利用者の立場から評価します。

【社会福祉協議会の取組】

▼事業者・団体等のネットワーク化の促進

扶桑町において福祉事業を展開している事業者が、お互いに情報交換をしながらサービスの質を高める活動ができるよう福祉サービス事業者のネットワークづくりに努めます。

また、ボランティア団体やＮＰＯ法人など住民主体で福祉サービスを提供している団体のネットワーク化を進めます。

▼住民主体のサービス提供

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険や町の福祉サービスなど公的なサービスを補完する住民参加型サービスの立ち上げを支援していきます。

また、地域の状況やニーズに対応した柔軟な福祉サービスが提供されるように、ボランティア団体やＮＰＯ法人との連携を強化します。

(5)　社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に規定されており、地域福祉の中心的な推進役として期待されています。

これからの社会福祉協議会は、その果たすべき役割として、①質の高い福祉サービスの提供と、②住民の立場に立った地域福祉の推進を明確に位置づけ、組織体制の基盤強化を図る必要があります。

また、経営的な観点で事業の効率的な運営を図るとともに、主体的な活動を展開するための自主財源の確保に向けたさまざまな取り組みを検討する必要があります。

【住民の取組】

○社会福祉協議会が民間団体であることを意識します。

○社会福祉協議会の活動の財源は、住民からの会費や寄付、共同募金の助成、国・県・町からの補助金・委託金から成り立っており、これらの貴重な財源が、地域を良くするための福祉事業に役立てられていることを理解します。

【社会福祉協議会の取組】

▼体制の充実

運営にあたっては、適切な経営判断ができ、地域に開かれた信頼される組織となるよう体制の充実を図ります。

▼事務局の体制強化

社会福祉協議会の職員は、担当によりそれぞれ必要な専門性が求められます。そこで、職員研修の充実や職員倫理の確立を含め事務局体制を強化します。

▼地域福祉部門の強化

地域福祉を推進するため、地域に出向き、地域住民の主体的な福祉活動を支援する地域福祉部門の強化を図ります。また、福祉コミュニティの形成や福祉のまちづくりを主体的に進めていくことができる職員を育成するため、社会福祉士などの資格取得を奨励していきます。

▼効率的な事業運営

事業展開にあたっては、マンパワー、施設、情報など既存資源を活用して、効果的・効率的な事業運営を図ります。また、中長期的な視点で人材の確保・配置を行うとともに経営の健全化を目指します。

▼自主財源を中心とした財源確保

　行政との役割分担を明確にして社会福祉協議会らしい事業展開を図るために、会費、寄附金、共同募金配分金といった自主財源を中心とした財源確保のための方策について検討します。

▼会員の拡充

　地域における福祉活動の充実を図り、広く住民に周知することにより、社会福祉協議会への理解を深め、会員の拡充に努めます。

▼共同募金への協力要請

　募金の使途が地域を良くするためのものであること、災害時などに役立てられていることなどの周知を図り、協力を呼びかけていきます。

▼介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実

　本町における介護保険サービス、障害福祉サービス等の重要な提供主体として、計画的な人材の確保、研修等による専門性の向上など、サービスの充実を図ります。

　また、収支のバランス（採算制）など経営的な観点での運営に努めます。

▼事業継続計画の策定

　被災時等においても、地域福祉に関する取組をはじめ各事業が滞りなく行われるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定します。

Ⅹ　計画の推進

1　計画の推進

地域福祉を推進するのは扶桑町の住民一人ひとりです。地域の課題解決にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士の支え合いで課題解決を図る「共助」や「互助」の考え方が基本となります。社会福祉協議会や町行政の役割はそれを支援することと、住民とともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所など身近なところからはじまって、地域、町全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくることが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

したがって、本計画の推進主体は、地域住民、各種団体、事業所、町行政、社会福祉協議会などを包含した扶桑町に関わるすべての人や団体であり、お互いに連携し、一緒に取り組んでいくことが最も重要です。

2　計画の進行管理

本計画の着実な推進と実効性を確保するため、理事会・評議員会において計画の進捗状況の把握・評価、施策の推進方法、新たな課題の検討等を行います。

また、住民が地域の福祉課題を話し合い、それを共有し、協働して解決していく場の一つとして、住民懇談会を定期的に開催し、地域福祉活動を具体化、活性化していきます。

2　計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、社協機関紙「ふそう福祉だより」や社協ホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。